

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 2 回定例会 3 月 3 日 開 会
3 月 17 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 3 月 17 日 (火曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 7 日目)

令和2年3月17日（火曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-------|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 町 | 長 | 最知明広君 |

| | | |
|--------------------|-----|------|
| 会計管理者 | 三浦 | 清隆君 |
| 総務課長 | 高橋 | 一清君 |
| 企画課長 | 及川 | 明君 |
| 企画課震災復興企画調整監 | 桑原 | 俊介君 |
| 管財課長 | 三浦 | 勝美君 |
| 町民税務課長 | 阿部 | 明広君 |
| 保健福祉課長 | 菅原 | 義明君 |
| 環境対策課長 | 佐藤 | 孝志君 |
| 農林水産課長 | 千葉 | 啓君 |
| 商工観光課長 | 佐藤 | 宏明君 |
| 建設課長 | 三浦 | 孝君 |
| 建設課技術参事 (漁港担当) | 田中 | 剛君 |
| 復興推進課長 | 男澤 | 知樹君 |
| 上下水道事業所長 | 佐藤 | 正文君 |
| 歌津総合支所長 | 佐久間 | 三津也君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤 | 和則君 |
| 総務課課長補佐 兼総務法令係長 | 岩淵 | 武久君 |

教育委員会部局

| | | |
|--------|----|-----|
| 教育長 | 齊藤 | 明君 |
| 教育総務課長 | 阿部 | 俊光君 |
| 生涯学習課長 | 大森 | 隆市君 |

監査委員部局

| | | |
|--------|----|-----|
| 代表監査委員 | 芳賀 | 長恒君 |
| 事務局長 | 三浦 | 浩君 |

選挙管理委員会部局

| | | |
|-----|----|-----|
| 書記長 | 高橋 | 一清君 |
|-----|----|-----|

農業委員会部局

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 千葉 | 啓君 |
|------|----|----|

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第7号

令和2年3月17日（火曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 陳情8の1 ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請

第 4 陳情8の2 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出を求める
陳情書

第 5 陳情2の1 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める
国への意見書提出を求める陳情書

第 6 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。会期、本日は最終日になっております。本日も一般質問から行いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番後藤清喜君、15番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告8番須藤清孝君。質問件名、本町における働き方改革の現状と課題について。以上、1件について、一問一答方式による須藤清孝君の登壇、発言を許します。1番須藤清孝君。

〔1番 須藤清孝君 登壇〕

○1番（須藤清孝君） おはようございます。定例議会最終日朝一、トップバッターをやらせていただきます。集中力の高いうちに簡潔に明瞭に一般質問を行い、次の人にバトンタッチしたいと思います。

それでは改めまして、ただいま議長の許可をいただきましたので、壇上より本町における働き方改革の現状と課題について、町長と教育長に質問させていただきます。

働き方改革が世間に認知されはじめ、1年がたとうとしています。企業と行政機関という違いはあれ、働き方改革は避けては通れない道であると考えております。あらゆる分野で取り組みが本格化する中、当町においても担当部局ごとの改善内容が異なることを踏まえ、意図や目的を明確にし、さまざまな協議、検討を重ね、取り組みが進められているんだろうと私は思っております。

そこで、今回は多岐にわたる幅広い取り組みの中、安心安全な子育て環境に焦点を当て、1番として保育の現場、2番として教育の現場における働き方改革の現状と課題についてお伺

いしたいと考えております。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、須藤清孝議員のご質問、本町における働き方改革の現状と課題ということについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問であります保育現場の現状と課題についてであります。現在町立保育所、こども園では月曜日から土曜日までの週6日間、午前7時30分から午後7時まで保育を必要とする児童231名を受け入れております。そのうち、3歳未満の乳幼児が68名となっております。

町立保育所、こども園では厚生労働省が定める配置基準を遵守し、保育士を配置しておりますが、入所希望に対し、著しく常勤保育士が不足していることから3歳未満児を中心に11名の児童が入所保留となっております。そのうち、ゼロ歳児7名が町内に受け入れ可能な保育施設がない、いわゆる待機児童ということになっております。

しかしながら、町内の教育、保育施設全体を勘案しますと入所希望が志津川保育所、伊里前保育所に偏っておりまして、その他の町立保育施設や民間の教育保育施設では定員割れとなっていることから、今後におきましては町立保育所、こども園の職員配置、受け入れ児童数の見直しはもとより町内全体の教育・保育の提供体制の見直しが必要と考えております。

今後につきましても、働き方改革、女性の社会進出の進行、幼児教育・保育の無償化等により、さらに保育のニーズが高くなるものと予想されますことから、安心安全な質の高い教育・保育を継続的に提供し、また待機児童が解消されますように保育士の確保に積極的に努めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問については、教育長より答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから2点目のご質問、教育現場の現状と課題についてお答えいたします。

次年度より小学校から完全実施される新学習指導要領への対応、生徒指導における個々の児童生徒へのきめ細やかな対応や震災後の新たな教育的対応などにより教職員の業務は長時間化しております。この実態は全国的に極めて深刻な共通の課題となっておりますことは議員ご承知のとおりでございます。

教育委員会といたしましては、これまでにも多忙化の解消に向けた取り組みを進めてまいりました。各学校への教員補助員の配置に当たっては、学校からの要望に従った配置人数を確保できるよう、できるだけ手厚い対応を行うとともに学級担任以外の教員が理科や家庭科などを担当し、学級担任に空き時間につくるなどして特定の教員に負担がかかり過ぎないよう教職員の負担軽減に努めています。

また、中学校の部活動に関しては、国や県の部活動ガイドラインに基づき、子供たちの心身の健全育成と事故やけがの防止を最大限に考えつつ、平成30年11月に南三陸町部活動ガイドラインを策定しまして部活動の休養日や活動時間の設定、保護者・地域との連携など、教職員の勤務時間の適正化を進めております。

教職員が明るく前向きに子供たちに向き合える教育環境を整備することは教育委員会の大きな役割であると認識しております。教職員が限られた時間の中で専門性を生かしつつ、授業改善や子供たちに接する時間を十分確保し、みずから授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出すことを目指して学校における働き方改革の推進につながる取り組み、体制の整備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） それでは、初めに保育現場のほうからいきます。

人手不足ではあるんだけれども努力はするといったところだと思います。先日、補正やその予算委員会で伺った際にも担当課からそのような内容の答弁をいただきました。職員の配置基準、ただいま伺ったところ、職員の配置基準などの条件は満たしてると。一応再確認する形になりますけれども、職員を確保できない背景の裏にはいろいろな諸事情があるとのことでしたが、まずそこをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は平成31年度も非常勤の保育士を補うために臨時6人とそれからパート8人を募集をさせていただきましたが、充足したのは臨時が3人、パート6人のみということで5人が少ないという状況でございました。それから保育士の不足によりまして、まあこれは全体なんです。全体なんですが、保育士の養成学校を卒業する生徒1人に対して求人が50社以上集まつてくるという大変な状況でございまして、なかなか保育士を確保するというのが、当町のみならず大変厳しいという状況でございまして、それでも町としてもこれまでもそうですが、今後も保育士の確保ということが大変重要なとおもいますので、今後とも取

り組みを進めていきたいというふうに思います。

とりわけ保育士が足りない状況というのは、いわゆる乳幼児期のお子さんたちを預けるというご家庭が多いということで、これは一つには核家族化の問題とか、あるいは女性の社会進出、これは決して悪いことではないんですが、そういう問題があって乳幼児期の子供たちを預けるということがあります。そうしますと、大体ゼロ歳児だと児童3人に保育士が1人必要だと。それから1歳児だと6人に保育士が1人必要、そういうような基準になっておりますので、どうしても乳幼児の子供たちが多くなると保育士が必然的に足りなくなるという、こういう図式になってるということでございますので、いずれ今後ともこういった取り組み、確保については我々もしっかりと頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） はい、ありがとうございました。私も今回このお話を進めていく上でどうしてもインターネットとかそちらの情報にいろいろ目を通して見てたんですけど、知らなかつたこともあれば、ああなるほどなと納得することもたくさんありました。そういうサイト、ためになるサイトだと思って見てるんですけども、どのサイトもほとんどが、その裏には求人サイトにつながるようなシステムになってまして、求人する人たちがそういうふうに文章を上げてるみたいなところがもうほとんどなんですよ。今、町長がおっしゃいました1人に対して50社という実数はちょっと私も存じ上げませんでしたが、とにかくそれだけ保育士さんが不足してる、求人率が高いんだという現実は私も痛感しております。

そこで、今現在、先ほど町長もおっしゃってましたが、子育ての需要、乳児や未満児の受け入れを希望される方も少なくはないとおっしゃってました。私が子育てを始めたころに比べれば当町の子育て環境は格段によくなってると思います。子育て真っ最中の方々には昔よりは育てやすくなってるんだよと話す機会も多いんです。それでも生活するためにはやっぱりお金が必要で、育児をしたいんだけども社会進出を希望せざるを得ない。

先ほど町長もおっしゃってましたが、そこでもう一度確認したいんですけど、ちょっとメモをとりそこなったので、来年度のゼロ歳児の入所予定が確かに少な目だったと思います。現状としては希望者、もう一度お示しいただきたいんですけど、何名でしたっけ。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは来年度の、先ほど町長答弁で申し上げましたのは現状、いわゆる令和元年度のこととして待機が11名ほどいますということで申し上げました。来年度のことを申し上げますと、入所調整の結果としてなんですかれども、待機については13名

出るということになっております。

受け入れ児童については、全部の町内4施設で224人を受け入れることとしておりますけれども、待機が13人ということで、この待機の中身について申し上げますと、ゼロ歳児については8名入所で2名の待機。それから1歳児が23名の入所で9名の保留、この保留と申しますのは受け入れる施設はあるんですけども、できればこちらの施設に受け入れていただきたいということで、じゃあそちらがあくまで待ってますという方、こちらについては保留というふうに呼んでおります。ですので、1歳児については9名の保留。それから、2歳児が34名の受け入れで1名の保留、それから3歳児、こちらについては46名の入所で1名の保留という状況でございます。

このほかに、実はご希望の段階ではもう少しあつたんですけども、なかなか厳しい状況ですということで町内の民間施設のほうをご案内して、そちらに入所されたという方も若干いらっしゃいます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 求人はかけたんだけども必要な人数が集まらなかつたというお話がありました。今待機も含めていろいろやっぱりゼロ歳児とか乳幼児、未満児というんですかね、枠的には、そこの受け入れ希望というのも少なくはないんだと思います。職員の人員が確保できれば、可能なんであれば環境は整えられるんだろうなというふうには理解しますけれども、現状としてはそうなんだと。

ただ、先日のお話とすると、それを補うために今は正職と臨時さんとかを、バランスを考慮しながら職員の確保であつたりローテーションとかシフトの調整をしているというお話もありました。

ただ、ところがその一方で人数が足りないせいがあるのかどうかちょっと疑問なところはあるんですが、先日人事担当の方に伺つたところ、ここ3年間の推移では時間外勤務がふえていたとのことでした。そのことに関して大きな要因となっているのは、大きな要因といったら大げさかもしれないですけれども、その要因がどういうことになってるのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 時間外がふえているということの要因ということですけれども、施設によっては今議員おっしゃっていただきましたけれども、いわゆる正職員とそれから今回導入されます会計年度任用職員、このバランスの中で、いずれの施設も当然ながら正職員

が多いんですけども、ただ比較的正職員と同じぐらいといいますか、若干少な目並みの会計年度任用職員さん、いわゆる臨時さんに頼らざるを得ない施設もございます。

そうなりますと、そういう会計年度任用職員さんのような方には、基本的には超過勤務というのはできるだけさせないようにしましょうということで進めていくと、どうしても年休、出張であったり年休であったりというのが発生したときに正規職員がそこを補わざるを得ないというふうになります。早番・遅番もありますので、早番で出て、そのまま5時までという勤務体系を取らざるを得ない場合、あるいは急に休みが出て急に遅番をしないといけないというのは全て正規職員がやっておりますので、そういうこと、それから先ほど町長も若干触れましたけれども、いわゆる未満児とされる方の多く受け取るということになると、それだけ人手もかかってまいりますし、正直目が離せない状況で一日中過ごしていきます。そうすると保育士も事務作業というのが若干ございます。1人毎日おたより帳をつけるもんですから、そういうのを結果的にはどこかで、それは日中にやるんですけど、そうすると日中にやろうとしていたことが全部後ろに回っていくということになりますので、結果として事務作業が夜になってしまったりということで、特に中堅クラスの保育士の超過勤務がふえていってしまうのかなというふうなところであります。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） いろいろ担当課の方にお伺いにいったときにいろんな数字見せられて、ああそなうなんだっていう感じだったんですけど、より数字化されてることで、その大変さみたいなのは見てとれたんですが、なんだろう、事情が事情で、今お伺いしてしまうとどうなんだ、労務管理はしっかりできてるのかというふうに強くはなんかちょっとやっぱり言いがたいところもあるのかなと。本当は話の流れ次第ではちょっと強めに言おうかなぐらいの気持ちでは私もいたんですけども、ちょっと今、ちょっとなんか、何というのかな、深刻な感じになってきましたけれども、済みません。

ちょっと話を切りかえます。環境改善は、でも必要なんだとは思うので努力はされてるんですけども、これから先もきちんとやっていただきたいなと思います。また、知り合いとかにいたら教えてくださいよと。私なりにできることは、広報活動まではいかないですけど勧めていきたいとは考えておりますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

あと、ちょっと話し切りかえますが、働き方改革には、私なりに考えるに勤務実態の調査だけではなくて現場の声がどれだけ把握でき正在して、それをどのように反映させていくかというところも大切だと思っているんです。そこでお伺いしたいんですけど、現場からの意見や

要望はどんな形で集められて、それからあとこれ年に何回ぐらい集められているのか、その現状をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 現場の声ということでございまして、基本的に各施設においては毎朝朝礼を行っていますので、そのときにそれなりに所長初め主任保育士が職員の顔色を見ながら何かあるかなというふうなところを確認して、当然ながら一日の様子も確認するということになりますし、それからあととは回数と、これは毎日ですし、それからあと、これは人事の担当の部分になりますけれども、年に1回は人事面談、これが用意されております。そして、あと人事面談によらずとも折々に保育士、特に保育所の所長については現場をずっと長くやってきて、つらいことも全部経験して所長になっている面々ですので、顔色見れば何となくどうなのかなというのがわかる、そういう人材でもございます。気になる人にはちょっと声をかけていろいろ話を聞いたりしますし、あとはこれまでもやってきましたけれども、特にことしなどは事務系の職員もそれぞれの施設に出向いて、どうなのということで話を聞いたりする機会も、回数ということでいえば割とよっちょっちゅうです。週に1回ぐらいは必ず現場に行ってたりするようなところもあるようなので、そういったところでいろんな職員のいろんな声を聞き集めているというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 細かな声の吸い上げというのが、もう毎日だったり週一だったり職員さんも含めて確認してると。ただ、大まかなところでいう、何ていうんですか、職員さん、役場職員さんの決まり的なところでの最低限のというと人事面談というやつで年に1回行われていると。私は何となくこれ1回ぐらいで終わってるのかなと。1日の毎日の園長さんというか施設長のチェックは多分行われているんですけど、形式なところでの人事面談に当たるものというのは年に1回なんだろうなとは思ってたんですけど、課題の収集が実際はどうなんだろうという疑問があつて今お伺いしたんです。

ただ、現場の保育士さんたちが声を本当にきちんと上げられてるのか、上げられていないのか。どうせ変わらないからとか、保育士さん特有の現場環境だから仕方ないとかって思われる部分に対してのアンテナの張り方とかっていうところをちょっと気にかけていたんですけど、なんだろう、形上は多分行われてるんですよね。その収集は。ただ、そこにもしかしたらあるかもしれないにも目を向けていただきたいなというふうなところが、働き方改革につながる大きな起点になるんじやないか、ポイントになるんじやないかなと思ってお伺いし

たんですけども、その辺に関してのこの先の考え方をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） ちょっと説明不足してございました。実はそういった懸念も当然あるだろうということで、特に同じ技術者集団での異動が主になる保育士ですので、そういった面でなかなか声が上げづらいことも、もしかしたらあるのかもしれないという意味も込めて、実は事務スタッフも定期的に現場に行って若い方から所長までいろいろな話をして帰ってくるというふうな機会を数多く設けているということですので、誰かに言いづらいことは別な誰かに、現場のスタッフに言いづらいことは事務スタッフにというふうなところで我々としても心がけていますし、今後ともそういうことはしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） ちょっと私の思い過ごしというか、心配しすぎだったところなのか、でもその結果というのは徐々に声の吸い上げとしては反映されていって環境改善につながっていってるんだろうと思いますので、そこはさらにアンテナを強くして4Gから5Gぐらいの感じで、ぜひ吸い上げだけじゃなくて、それをすぐ形に変えられるような環境に努めていただきたいと思っております。

それから、あと何年か前になりますけれども、町外で働いている、これは私個人的な話しだすが、私の友人の話しなんですけど、今の時期になってくると人事異動が大変なんだという話を聞いたことがあります。なんでって聞いたら、とにかく時間が短いという話だったんですね。引き継ぎまでの。子供の引き継ぎっていうのは、一人一人の成長の度合いや健康状態、それに家庭環境などを詳細に引き継がなければならないんだそうです。一つ上のクラスに進級したからといって生活習慣や保育内容が大きく変わることはあるてはならないんだというお話だったんです。

うちの町の人事異動のスケジュールなども多分例外ではなくて、内示があって辞令まで、そこから引き継いで新年度って、多分1週間とか10日ぐらいのペースだと思うんですが、公務員の業界では、そのスケジューリングが当たり前なのかなというところがちょっと疑問なので、場合によってはそれをちょっと、今のお話があって特例的にスケジューリングを変えられるのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 人事異動の内示のタイミングという部分においては、おっしゃると

おり大体10日ぐらい、10日前後を目標に内示をするというのが通例になっております。これは明確に何かの定めに基づいてやることではなくて、各官公庁の一般的なやり方に準じてやっているような形になるんですが、異動の場合ですと、人事の側からすれば保育所だけではなくて外郭の機関と、それから役場本庁舎の中との行ったり来たりの人事発令もありますので、やみくもに、例えば何ヵ月も前に、極端な場合ですね、やったときに、終わりまでの時間もやはり行政のサービスとして安定させてサービスを提供していくことがやっぱり必要なことですので、そういう意味では必要最小限の期間をとって、なおかつ引き継ぎに不足のないだけの時間を置いたタイミングで発令をというのが、大体現在の10日前後を目標に内示をしているというようなことあります。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 今この場でどれだけ延ばしますとか、変えられませんとかというふうな明言は多分できないんだと思うんですけど、やっぱり対象は子供たちなんですよね。それで現場の声としてそういう話が過去にあったかどうかは私はちょっと存じませんけれども、1日でも2日でも長ければ、もしかしたらもっとやりやすいのかなというふうなところはあると思いますので、ぜひとも今後の取り組み方として子供たちの安心安全というところも考慮した上で、ぜひご検討いただけたらいいなというふうにちょっと思います。

それから、あとこれ一番最後の質問として、一番目の最後の質問としてお伺いします。ただいま保育を望む側と受ける側の実情、それからあと労務管理の実態をちょっと私なりにお伺いさせていただきました。提案という形にするんだったら、テーマが働き方改革ということで、元気いっぱいの子供たち相手に細心の注意と観察を怠ることなく、時に我が子のように、時には我が子以上にたくさん愛情を注いでくださっている職員の皆さん改善環境は、町の宝である子供たちの最善の利益のために、優先順位としては申し分ない位置づけにあると考えております。財政困難が危惧されている中で経費のかからない働き方改革は可能なのではないかというところでございます。町長に私の、町長の心に私のメッセージが届いたでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 働き方改革の中での思いは受けとめさせていただきますが、先ほどちょっと一番最初の答弁でお話しさせていただきましたが、いわゆる公立、いわゆる町の保育所、こども園だけで考えるんではなくて、町内に私立の幼稚園、保育園、3つございます。その町内全体として子供たちをどう受け入れるのかということ、そこもひとつ考えていく必

要があるのかなというふうに思っておりまして、例えば3歳未満児になりますと受け入れするところというのはやっぱり町のほうということになりますが、私立のほうでも受けてるところがあるんですが、例えば3歳未満児は、例えば志津川保育所が中心になって3歳未満児は中心的に受け入れる。民間の施設で大分定員があいてるところがあるんですよ。そこは4歳児以降の子供たちをそちらのほうに誘導するとか、町全体として子供たちの保育をどのように支えるかということが、イコール働き方改革といいますか、そういうところにもつながっていくというふうに思いますので、この辺は我々町だけではなくて、当然私立の方々との意見も頂戴しながらということになろうかと思いますが、いずれ労働環境を少しでも働きやすい環境、それからちょっとほっとするような環境も含めて、それを提供するというのが我々の役割の一つだというふうに思っておりますので、今後いろいろさまざま検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） はい、ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。先ほどご答弁いただきまして、ちょっと順番を自分の中ではき違えていたので、先に答弁をいただいてしまったので、ちょっと今記憶が薄れてるんですけども、先日星議員の一般質問の際に、教育長の答弁において小中学校の接続した教育というお話がありました。これ実は同時に幼児教育も接続されておりまして、文科省と厚生省の間で子供たちの育て方が統一されたんですよね。乳児期・幼児期・小学校・中学校の姿はそれぞれ分断されて存在するものではなくて、連続したつながりの中で育っていくんだということが明確に示されました。育て方が進化していく過程の中で、ただでさえ多忙な感じをうかがえてしまう教育の現場においての働き方改革ということでちょっとお伺いしたいと思いますが、先ほどの教育長答弁の中だとざっくりといったら失礼ですが、向き合い方としては確かに厳しい状況にあると。教育環境も変わってきたし。ただ、できることからやっていこうということもわかりました。部活動のガイドラインの策定であったりとか、そういったところが多分できることからの話なんだと思います。

なぜ働き方改革をテーマにというところの事の発端なんですが、平成30年の10月に民生教育常任委員会として当時教育長、校長先生されてました志津川小学校にも伺わせていただきました。全7小中校回ったんですけど、どこの学校の先生もそうだったんですが、とにかく事務量が多すぎると。多すぎるとどうか私たちはプロではないのであれですけども、とにかく子供たちと向き合える時間が欲しいんだという声がすごい印象的だったんです。

各学校においても統一されてるわけではなくて、取り組み状況というのは変わるとは思うんですが、一つここでお伺いしたいんですけど、環境改善の主導権、これは教育委員会が指導してるので、それともその下にある各校長先生に委ねられてるのか、そこをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教員の仕事というのは、教育の機会均等ということからすると、全国津々浦々の教育内容は同じように子供たちを指導していくという観点からすると、働き方改革ということについても、抜本的にはやっぱり国のはうの施策等に委ねられているのかなというところではあるんですが、ただ、ご質問があったように教育委員会か校長か、あるいはやれるところをやっていかざるを得ない状況でもありますので、教育委員会のはうに、教育委員会といたしましては、学校の設置者側でもございますし、服務監督をしている立場でもございますので、町全体を俯瞰した形で教員の勤務等々について情報を得ているところでございます。

また、教員の働き方改革の中に児童一人一人に接するという意味では、子供の状況に沿った形の教員の配置というのも必要ですので、単に決められた教員の定数だけではなくて、県のはうには心のケア関係の教員だとか、教科担任制のための教員だとか、特別支援の教員だとかを加配していただきたいということを県のはうに要請しております。学校のはうに対しては、それぞれの先生方の在校時間、勤務時間外の在校時間の調査を毎月してもらってるところでございます。

それでは、学校の校長先生方はどういう形で環境改善に努めているかというと、やはり職員会議とか運営委員会、さらには衛生委員会という形で一人一人の勤務状況を確認をして、それぞれの先生方に仕事量の偏りのないような形で校長は指導等を行っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 状況によって必要な人員の配置だったりとか加配も含めて今ちょっと事例を伺いました。県内の取り組み状況と当町の取り組みに差はあるんだとは思うんです。積極的に取り組んでる事例とか、そういうのって県内、もしくはこの近隣の中での情報とかは持ち合わせていらっしゃったりするんですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 県内の働き方改革等々の取り組みというのは教育委員会が集まつたときに情報交換などを行っているわけですけども、当町でも行っております部活動のガイドラ

インの設定であったり、あるいは在校時間の勤務を報告書でまとめたり、あるいは事務の共同実施化ということで事務の先生の協働、さらには学校徴収金の集約化など、当町でも以上のことは行っていますが、当町以外ではタイムカードを使って勤務時間を把握しているだとか、時間外は留守番電話にしていますという取り組み、さらには部活動に対しては教員ではなくて一般の方々が行っていたり、さらには校務支援ソフトということで行っているところなどもございます。

ただ、いずれにしても大分予算的にもかかる状況がありまして、ある程度お試し期間として少し取り組んでいますというようなところが多いような感じでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） はい、ありがとうございます。お試し期間っていう割には結構出勤簿とか校務文書というんですかね、あと集金、留守電、部活動の外部指導員、まあまあ結構当町でも内容的には改善されてきてるところではあるんだと思います。これは余計なお世話かもしれないんですけど、専門家とか外部の第三者的な機関みたいなのあるじゃないですか、そういった方たちの意見みたいなのっていうのは何かあるんですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育にかかわる内容でございますので、やっぱり国として取り組んでいるという形ですので、今後の教育、教員のあり方だとか指導のあり方等々含めて中央教育審議会というしっかりと組織がございまして、これから教育のあり方ということで児童生徒への教育内容ばかりではなくて教員の仕事内容等についても、そういうところで検討しております。

具体的に言いますと、中央教育審議会のほうでは仕事内容の仕分けみたいなところも提案されているようでございまして、学校や教員が今その仕事内容にしてるけども、これはもう学校や教員が担うものではないのではないかというものの、それから学校とか教員が担う必要がない業務ではないかというものの、それから学校でやってもいいんだけども手を放してもいいんではないかという3種類で仕分けをしています。

一番最初にお話を申し上げました学校あるいは教員から手を放してもいいんじゃないかということについては、いわゆる学校に子供が来る前、いわゆる登下校について、それから子供が下校後、何か生徒指導上の問題を起こしたとか、何かあったということについても手を放したほうがいいんじゃないかとか、学校徴収金については一切教員からは手を放すなど、できるだけ教員が担う必要がないのではないかというのではなくて、この間の対応とか清掃指導、

さらには部活動なども挙げております。さらに、最終的に教師の負担軽減が可能な業務というところでは給食指導であったり授業の準備や成績処理等なども掲げてあります。

こういうふうに中央教育審議会というしっかりとした組織で教員の仕事内容を仕分けをしていくと、それが国からの通知等になってくると、一気に教員の働き方改革が進むのではないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） この中教審の人たち、その機関の、今大きく3つに分類できるんじやないかというお話をありましたけれども、手を放せるものとか負担を軽減できるものというんですか、これ今教育長おっしゃってたこと全部やったら物すごい大改革になるんだろうなと今思いました。まるっきり今の学校の先生方のスタイルが変わり果てるまで言ったら大げさかもしれないんですけど、何か逆にやることなくなっちゃうんじゃないかというぐらいの内容だったんですけども、理想論としてはやっぱりそこなのか、いや私たちが子供たちに触れる時間までなくなっちゃうじゃないかという、元も子もなくなっちゃったりもするところもあると思うので、すごく複雑な思いはあるとは思うんですけど、いろんな取り組みの難しさの裏側にちょっと何か言えないというか表に出しづらいやりづらさとか、壁みたいなものっていうのはないですか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 先ほど申し上げた内容というのは、中央教育審議会でこのような答申というか、そういう方向で考えているということであって、では現場の先生方もその仕分けぐあいにどうなのかというところについては、あくまでも教員というのは子供たちへの教育について生きがい、やりがいを持って取り組んでいる先生方でございます。学校の教育、学校の先生方というのは、いわゆる授業をすればそれでいいんだと。45分、50分の授業で国語・算数を教えればいいんだっていうふうに思っている先生は、私はいらっしゃらないと思っております。やっぱり子供を教育をするというのは教科の指導のみならず全ての、学校に来たときだけではなくて休み、休日だったり家庭での様子を含めて子供に寄り添っているのではないのかなと思っております。

先生方が大変苦労されているというのは、もちろん授業だけではなくて授業が終わった後の休み時間、放課後に勉強がちょっと苦手だったなという子供に補充の指導をしたり、あるいはいたずらをしたり、おだてる子供を呼んで注意をしたりいろいろやったり、子供たちがいる間はずっと子供に寄り添っていますし、何もなければ実際は子供と一緒に遊ぶというの

も大きな教育活動だと思います。とにかく子供たちがいる間は先生方は子供に寄り添った活動をしています。そして、その後、夕方から夜にかけては保護者の方々からのお電話がありまして要望であったり相談があったりということです。このことについては、負担になるという場合も、先生方持つ場合もあるかもしれません、やはり保護者の方々とその子にとつての教育についての共通理解を図る上では、保護者の方々と十分話をするということはとても大切なことだと思っておりますので、先生方はもう本当に家の方々の要望をしっかりと受けとめていると思っております。

ですので、働き方改革に取り組んでいくといったときに、何をしない、何はもうしませんときっちりと割り切るということはできなくてですね、本当に子供のためであればという、子供というところを先生方は常に意識されていると思います。そういう先生方が南三陸町の小中学校にいらっしゃるということは、とてもうれしいことでもあるし、とてもつらいことでもあるなというふうに感じています。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 生きがいややりがい、先生方の現状とあとどうしても改革には時間も必要だし簡単なことではないというところなんだと思うんですけども、それでいても取り組んでいかなければならないというところも現実だとは思うんですが、今この内容を聞いて、さらに重ねてこういう質問をするのはなんなんですが、今の先生方の現状、学校全体で、地域全体で取り組んでいかなければいけないという状況に多分あるんだろうと思います。時代の流れ的に。ただ、そこに対しての機運の醸成といいますか、そういう観点から現場の先生方に伝えたいこととかございますか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 何よりも無理なことは無理ですか、しんどいことはしんどいですというふうに職場の中で言える風通しのいい環境というんですかね、職場の中で、職員室の中で先生方一人一人が殻をかぶってというか無理をしているのではなくて、職員室の中ではやっぱり声を出して、できないとかできるとか、助けてとか、そういう声を上げることで周りのよきベテランの先生とか、周りの若い先生も新しいアイデアとか打ち出していくわけなので、やっぱり仕事のつらさはどこの仕事でもあると思いますので、教員としては風通しのよい職場環境をつくっていけばなと思っております。

その上でですけども、やはり教師という職業について、やっぱりしっかりと一人一人が意欲と情熱を持ち、教師に対する周りの方々、子供たちや保護者から受ける期待であったり役割

の重さなどをしっかりと自覚をしていきながら、子供を育てるということに、先ほども言いましたけども生きがいややりがいを持って少々の困難でも乗り越えていくぞというところではないのかなと思います。ただ、以前よりは一人で乗り越えるのではなくて、周りの組織として乗り越えていこうということについては、十分一人一人が理解していかなければいけないことではないかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 先ほどの保育の環境のときにもお伺いした現場の声の吸い上げの内容も多分そんな感じなんだと思います。私、学校行事いろいろ参加させて、多くはないんですけど参加させてもらって見てて感じとれるのは、学校の先生方ってコミュニケーション能力がやっぱりすごく高くて、先生方たちのチーム感というのもすごく感じられるんですよ。その声の吸い上げという部分に関しては、だからすごく余り不安感とか心配するような感じは得ないんですけども、まさに今教育長がおっしゃってた風通しのいい環境に近いものなんだと私は思ってます。

それで、ごめんなさい、最後にお伺いします。これは私の感じ方であって考え方なんですけど、先生たちの充実があるからこそ、それが子供たちにとってのよい環境になると考えてます。確かに難しさという、何度も出てきますけど、時間がかかるんだろうけれども、ただそれでも今を生きてる子供たちのために教育行政のトップとして、ぜひとも旗を振っていたいだきたいと思うところはありますが、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この働き方改革については、とても難しいところで、これまでにお話をしたとおりに一つの学校であったり一つの町だけでは解決できないようなたくさんの問題があると思っております。

ただ、教育というか子供を育てていくということについて、やっぱり教師としての自覚というところはとても大切なことだと思います。「教育は人なり」と言われているわけで、やはり子供に接しているときに何を教えるかということだけではなくて、その先生から、その先生であったり、その先生の姿から何を学べるかということが大切だと思います。

ですから、教師としての仕事というんですかね、業務内容からすると一人の子供を育てている、あるいは地域を任せられている、町全体の将来を担う子供たちが今日の前にいるということをしっかりと自覚して、それに携わることができるということについて、本当にうれしさでもある、さらには荷の重さもあるかもしれないんですけども、そういうやりがいを持つ

ていくこと、そして何よりも一人一人の先生方が教育に対して自信を持って取り組んでいき、その後ろには仲間がいたり管理職がいたり、あるいはその後ろに教育委員会があれば、とてもいい教育活動ができるのではないのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 以上で、須藤清孝君の一般質問を終わります。

次に、通告9番後藤伸太郎君、質問件名、1.生涯学習のさらなる充実を。以上、1件について一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。5番後藤伸太郎君。

〔5番 後藤伸太郎君 登壇〕

○5番（後藤伸太郎君） それでは、壇上から一般質問をさせていただきたいと思います。生涯学習のさらなる充実を求めるという視点で、4点について町長、教育長の考えを伺います。4点といいますか、質問事項は1件ですけれど、細かく4点についてお伺いします。

生涯学習の拠点として国道沿い、さらに小中学校の近くという好条件のそろった場所に立地している生涯学習センターですけれども、オープンしてからこれまでの間、町内外多くの方々に利用されていると感じます。私もよく利用いたします。これまでにどれくらいの方々に利用してきたのかお伺いします。

多くの方々が集う施設となっている要因の一つに採光性にすぐれ、独自性の高いデザインがあると思います。これは大変結構なことだと思いますけれども、一方で部屋数も多く、温度管理などの面で維持管理経費を心配する声もあります。どのような状況かお伺いします。

生涯学習センターは、さきの予算審議でも話題に上がったように多くの支援を受けて建設整備が進められてきたものと思っております。町長は震災後さまざまな場面で「感謝」という言葉を大切に使われてきたと思いますけれども、生涯学習センターへの支援に対しての感謝をあらわすために、どのような取り組みをしていらっしゃいますでしょうか。

生涯学習センターはFSCの全体認証を取得し、南三陸町産材等の産業面でのPR効果も高いと思いますけれども、このような感謝といったような町民の思いをPRすることも重要なと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、使用に関するルール、使用料の徴収方法は利用者にとって使いやすいものになっているでしょうか。

最後に、さらなる生涯学習の充実に向けた取り組みとしてどのようなことを考えておられるのでしょうか。

以上、お伺いして壇上からの質問といたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員のご質問、生涯学習のさらなる充実について

お答えをさせていただきます。私からは、ご質問の2点目、建設支援に対する感謝をあらわすための取り組みについて答弁させていただきたいと思います。そのほかにつきましては、教育長から答弁をさせます。

生涯学習センターにつきましては、ご承知のとおり多くの皆様のご高配により建設をされました。昨年4月から順調に運営されているところでございます。とりわけ、シンガポール赤十字社様から多額のご寄附を頂戴し、また前身のコアラ館につきましては、オーストラリアの皆様方から多大なご支援をいただいているところであります。謝意をあらわすため、オーストラリア連邦並びにオーストラリア・ニュージーランド銀行様には昨年、町から感謝状をお渡しし、これまでのご厚意に対しまして御礼を申し上げたところでございます。また、シンガポール赤十字社様には、これから図書館内にシンガポールコーナーを設け、寄附金事業の全てが完了後、改めて謝意をあらわすために訪問させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひいたします。

ご質問の1点目、これまでの利用者数と年間の維持管理経費についてですが、議員ご承知のとおり生涯学習センターは昨年の4月に開館以来、多くの皆様に利用されており、本年1月までの利用者数は2万7,000人を超える状況となっております。

また、施設の維持管理経費につきましては、人件費を除き1,500万円ほどとなっておりますが、これまで以上に各種事業や施設の維持管理に工夫を凝らし、利用者数の拡大と維持管理経費の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、使用に関するルール、使用料徴収に係る事務手続は利用者にとって使いやすいものになっているかについてですが、公民館と図書館の複合施設となっております生涯学習センターは、図書館スペースは静かで快適な環境が求められており、音楽や軽スポーツ活動が行われる公民館とは相反する施設となっております。現在、それぞれの施設を利用する皆様にご不便とならないよう、音楽活動等については図書館の休館日や閉館時間の午後7時以降に利用していただくなど臨機応変な施設運営をしているところでございます。今後は、さらに利用者の声を聞きながら利用に関するルールを定めてまいりたいと考えております。

また、公民館使用料徴収に係る事務手続については、他の公民館同様公民館条例施行規則により使用する3日前までに申請書を提出していただき、使用翌月に納付書を送付し、納付し

ていただこととしております。便宜上、夜間や休日に現金取扱員である職員が不在であるとともに、事故の未然防止のため、金額の大小にかかわらず職員が現金を取り扱わないよう1カ月分の使用料をまとめて納付書を発行し、利用者の負担軽減に努めているところでございます。

最後に、ご質問の4点目、さらなる生涯学習の充実に向けた取り組みはについてですが、今年度は生涯学習センターの完成とあわせて松原公園内の野球場と多目的運動場が完成いたしました。さらには現在は入谷公民館が建設中であり、着々と社会教育施設の整備が進められているところでございます。今後につきましては、さまざまなスポーツや芸術文化活動等を手段に地域づくりを実践する個人や団体をサポートしながら町民皆様が心豊かな暮らしを創造できるよう生涯学習の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、5番後藤伸太郎君の一般質問を続けます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、ここからは自席からお伺いしたいと思います。

まず、利用者数、それから経費についてでございます。今数字としては1月までということですので、利用者数に関してはおよそ9カ月ぐらいの値かなと思いますので、単純に割ってみますと1日100人ぐらい來るような計算になるのかなと思います。

維持管理経費については、これは年間通して、9カ月分ということじゃなくて大体年間にするとこれぐらいだという試算で1,500万円ぐらいというお話をしました。これが多いか少ないかを判断しなければいけないと思うんですが、震災前の水準というのはデータとしてわかりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 震災前のコアラ館のほうでよろしかったでしょうか。図書館、それとも震災以前の簡易裁判所の……。

○議長（三浦清人君） 反問権行使いたします。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 震災前の、被災する前の、ですから図書館と公民館と分かれていた時代だと思いますけれども、そのときの水準と比較しないと、これが多いのか少ないのかとい

う話が判断できないと思いますので、そんな中でいかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ちょっと志津川公民館のほうは、金額的には今資料を持ち合わせないんですけども、図書館については、たしか200万円、年間かかっていなかつたと記憶しております。ですから、今回の生涯学習センターと比べればかなりの開きがあるのかなというふうに感じております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） せっかくですので、コアラ館のほうも一応聞いておきましょうか。コアラ館のほうはいかがですか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） コアラ館につきましては、全体として2,000万円ほどの予算で、そのうちの維持管理費につきましては300万円弱だったと記憶しております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もう一つ数字をちょっと、数字の質問で恐縮ですけれども、生涯学習センター建設に幾らぐらいかかったんだっけということをお伺いしたいと思いますが、今お示しいただけますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 総工費で11億2,190万4,000円、工事のみです。それから設計で8,067万6,000円、工事監理費で2,484万円というところでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 私、最初に申し上げておきますけど、その経費、経費、そんなに言いたいわけではないんです。お金かけただけのリターンがあったよねっていう話になるんであれば、それはそれでいいと思うんですよ。その場合には何かと比較しないと多いのか少ないのか、高いのか安いのか、なかなかわからないと思いますので、そういう分析は必要だろうと思って数字をお伺いしたところがございます。

先ほど答弁は教育長でしたけれども、町長か教育長かわかりませんが、今のデータも含めまして町財政への圧迫感というものはお感じになりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員おっしゃるとおり単純比較だけでものを言えば、恐らく震災前の提供されていた施設運営費より相当ふえていることになるだろうと思います。ただ、それ

が財政的にどれだけの逼迫感があるかという意味においては、他の公共施設全体と合わせて考えていかなければならぬと思いますので、そういう見方の中では特別そこだけ際立った圧迫感というものは感じておりません。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 総務課長にご答弁いただきましたので、こういうもの、どうなんだろということを冷静に見ていくためには物差しが必要だと思うんです。物差しが、震災前のお話でしたらもともと別々の建物ですから単純比較できません。町民の数も違います。築何年という、築浅中の築浅ですから、今の生涯学習センターは。単純比較はできない。全体の中で考えなければいけないということに一定の理解は示しつつも、以前の一般質問で地方公会計制度を導入してセグメント分析をしましうねという話をさせていただいたと思います。財務諸表をつくって。まさに全体としてしまうと見えなくなってしまうような数字、コスト、ストックみたいなものをつまびらかにしていきましょう、その物差しにしましょうというのが財務諸表だと思いますので、そういった分析を今後していっていただきたいなと思います。まだ建ったばかりで、利用始まって9カ月の物件といいますか施設を分析も何もないと思いますので、それはお願いしておきたいと思います。

今、圧迫感は特に感じていないというようなお話でした。それはそれでそういうご意見だろうというふうに承っておきたいと思います。

今後、生涯学習センターを含めてさまざまな公民館ございますけれども、これの運営形態というものは考えていかなければいけないのかなというふうに思いますが、指定管理制度へ移行するというようなお話も前にアイデアとしてあったかなと思いますが、そのお考えは今も持ち合わせておられるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに前にそういうふうなお話もあったというふうに思いますし、方向性として町の考え方は、そういう考え方も一つあるということについては何ら変わるわけではありませんので、その辺は今後検討、もう少し時間たって検討せざるを得ないだろうというふうに思います。いずれ、1年はしっかりと町として管理をしながら見ていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もう一度補足がありそうな予感がしますので、お伺いします。どのような制度移行を考えておりますか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 制度移行の前にですね、公民館であるとか図書館であるとか、地域の中心的な施設でございますので、まず公民館のあり方をどういうふうに考えようかということを来年度、もう既に始まっているんですけれども、来年度から社会教育委員会の中でしっかりと検討して、先進地も含め視察をしながら、本当に指定管理者にすべきなのかどうか、それとも直営でこのままやつていったほうがいいのか。指定管理にするのであれば地域の団体に管理をお願いしたほうがいいのか、それとも民間の株式会社にお願いしたほうがいいのか、そういうことも含めて各地区の公民館というのはそれぞれがまた地域性が違いますので、そういうところを加味してあり方をしっかりと検討したいと。それを指定管理にするかどうかというのは、その後の話というふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 総合的に判断していただきたいと思います。そのためにはデータとして町民の皆さんとともに考えていくということが必要だと思いますので、必要な数字はやっぱり公開できるものは公開したり、こういう検討をしてきましたというところは透明性をもって進めていっていただきたいなというふうにはお願いしたいと思いますし、そのように進めていただけますよね。はい、よろしくお願ひいたします。

それから、2点目です。感謝をあらわす取り組みとして、質問といたしましては交流促進のためにもシンガポール赤十字社、それからオーストラリアの皆様からのご寄附をいただきて生涯学習センターの建設整備に充てさせていただいたと。そのためには感謝をしっかりと伝えたいという思いは伝わってきたかなと思います。シンガポールコーナーをつくったらどうですかと聞こうと思ったんですけど、つくりますというお話しでしたので、先ほどのちょっと確認ですけれども、それはいつごろ始める予定なのか。今後どれぐらいの時期に始める予定なのか。それからシンガポールに直接行って、お伺いして謝意を伝えると、感謝の意を伝えるというお考えなのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） オーストラリア連邦への感謝状はオーストラリア大使館のほうにお邪魔させていただきてリチャード・コート大使のほうにお渡しをさせていただきました。オーストラリア・ニュージーランド銀行につきましては、東京支店ございますので、丸の内にあるんですが、そちらのほうにお邪魔させていただきました。当然シンガポールにつきましても大使館のほうにお邪魔をさせていただくという予定で今組んでございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） シンガポールコーナーの設置につきましては、シンガポールからの寄附金を、まだ全額使用しておりませんので、当初予算にも計上しておりますけれども、その中で、その寄附金を使いながらシンガポールのPRできるような書籍であるとか、シンガポールというのはどういう国なのかとか、そういったことを町民の皆さんに知ってもらうための書籍を準備したいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 細かい質問で恐縮ですけれども、シンガポールからの今寄附というお話をありました。シンガポール赤十字社からの寄附ということでした。寄附額の総額、お幾らになってますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 寄附額の総額は4,000万円でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最初の質問でも申し上げましたけれども、壇上からの質問のときにも申し上げましたが、町民の皆さんがなかなかこれ知らないとかそういうことがあっては、やっぱり町民としてちょっと残念だなというふうに感じます。議会の皆さんには知ってるでしょけれども、今実際に生涯学習センターにはそういうコーナーも現時点ではないですし、今閉館中ですけれどもね、書籍も余り置いてないということになれば、これはやっぱりそういう関係があるんだよということを町の子供たち初め知らないというのは非常に残念だなと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あわせてお伺いしますが、シンガポール以外、シンガポールとオーストラリアから以外の寄附が生涯学習センターの建設に使われた、もしくはそこの整備に充てられたというご寄附、善意といったものはどうなものがありましたでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 建設費用につきましては、シンガポール以外にそういった金額的なご寄附ということはありませんけれども、そのほかに書籍の寄附であったり、あとは図書券ですか図書カードといいますか、そういうものの寄附というのがございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、その生涯学習センター以外のさまざまご寄附、ご厚意というのが南三陸町には寄せられて、ここまで9年やってまいりました。それについての感謝

であったりご寄附の内容であったり、そこはやはり町民の皆さん、子供たちにお伝えしたいなと私は考えるところですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。または、そういうコーナーを生涯学習センターに私はつくるべきではないかなと、シンガポールのほかにもね、思いますが、そういうお考えはございませんか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、一番南三陸町としてご支援をいただいたのは台湾紅十字会のほうからの22億ということになりました、病院の前に記念碑を建立させていただいて感謝の思いを伝えているわけですが、実はあそこに行かないと見えないということで、今ちょっと確認したんですが、実はオーストラリアのコアラ館の部分につきましても、今コアラ館、また別な形で利用してますので、町民の皆さんのが広く足を運ぶ場所ではなくなったということがございますので、基本的にはそういったオーストラリアの皆さん方のご支援ということについても、ある意味シンガポールコーナーというのも必要、設置をするとお話しですが、そういった例えどこまで広げればいいかというのはなかなか難しいんですが、そういった本当に目立ったといいますか、我々として直接そういった本当にご支援ということがわかるようなことも、やっぱり生涯学習センター、町民の皆さん1日に100人の方々がおいでになってるということを考えた場合に、広く南三陸町がここまで復興ができたということについては、そういう感謝の念を伝える感謝のコーナーみたいなのもあってしかるべきかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 現状なにもないというところに少し残念だなという声も寄せられてますし、ただ一方でオープンしたばかりの施設でもありますから、これからその内容、企画が充実していくことであれば、それはそれで一定程度の理解も示せるものかと思いますので、今りますよというお答えはいただきましたので、しっかりとやっていただいて、いろんな方々に、町外からもいろいろなお客様いらっしゃいますので、そのときに町民としてこういうこといただいたんですよと紹介したいという思いもありますので、充実させていくだければありがたいなというふうに考えます。

次に、3点目でございますけれども、ここ少し細かいお話になってしまふかと思いますが、使用に関するルール、私まさに聞こうと思ってましたが、3日前に申請をしないと基本的に利用できないんですね。生涯学習センターに限らず条例に基づいてというお話でしたので、町内の公民館施設すべからくそうだということだと思うんですけれども、単純な疑問を提示

させていただきたいと思いますが、その日あいてるなら使わせたらいいのにと思っちゃうんですね。今から使えますかという問い合わせをしても、3日前に予約が入ってないのでダメですと。基本的にそういう扱いしかできないのかなと思いますが、なぜできないのでしょうか。そこには恐らく理由があると思うんですが、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） あえてこの場では条例規則に沿って3日前というふうにはしておりますけれども、ケース・バイ・ケースということも言わせていただきたいなと思います。3日前の申請の後、内部決裁をとります。申請をしたから借りられるものではなくて、その後しっかりとそこの部署内で貸しても構わないかどうかというのを審査いたします。その後行政処分として許可を下すわけですけれども、過去にこういった事例がありました。

結果、その団体はねずみ講の団体だったんですけども、地元の方を介して公民館を借りたいという申し出があって、消費生活相談員、町の消費生活相談員にこの団体はどういった団体だというふうに確認したところ、やはりそういったねずみ講の団体だったということがございました。つまりですね、公の施設を借りて町民を呼んでイベントをすることによって信頼性を高めるというねらいが非常に高いもんですから、そういった団体も数多くありますので、そういったところはしっかりと審査をしているつもりです。

あとは、さっきケース・バイ・ケースと申し上げましたけれども、定例的に利用している団体等がやむを得ず、やむを得ず3日前ルールを守れなかった場合につきましては、これについては館長の判断で3日前にこだわることがなく、当然議員おっしゃるとおり、あいてればお貸しするということもなくはないと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 最初に経費のお話を伺いましたが、多くの方に利用していただける施設になっているのであれば経費がかさむ、しようがない部分もあるわけですね。お客様が来てるんだから、それは電気つけてなくちゃいけないよねと。なので、そこを冷静に判断したいということも含めて利用客、利用している方に利用しやすいルールにどんどん、どんどんというか限界はあるでしょうけれども、できる限り変えていくということと経費を圧縮していく、両方同時にやらなければいけないと思いますので、私が気になったのは、その3日前ルールでした。ある程度の柔軟な対応は必要だし、できるという判断もある。けれども、今事例を示していただいたような、やっぱり社会的責任もそこに伴ってくるということですので、難しい部分もありますが、柔軟に対応していっていただければなというふうに思いま

す。

もう一つは使用料についてなんですかけれども、私初めて利用したときに、その場で払うのかなと思ったらレジとかないんですよね。現金扱わないという仕組みになってまして、その日はだから行って使って、ただで帰ってくる感じなんですよね。あれつと思ったら後々ちゃんと納付書が送られてきて、200円払ってくださいみたいなお話があったんですけども、どうしてもそうしなければいけないのだろうかと、これも単純に疑問を感じてしまいます。町民目線からすると、200円払うのに、次の日に納付書が送られてきて、それを指定の金融機関に持っていくって払う。こちらの利用者としては行って払うだけですから、そんな手間かどうかというのそんなんでもないですけど、200円回収するのに幾らかかってんのかなというふうに思ってしまうんですね。どうしても。そのあたりはどうしても変えられないものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 臨機応変に考えれば現金取扱員という職員がいて、その現金取扱員が領収書を発行してお金を頂戴するというふうにできればよろしいんですけども、図書館に1人、公民館に1人現金取扱員がおるんですが、例えば日中にいる間であればいいんですが、夜間ですとおりませんし、土・日・休日もおりません。ですから、現金取扱員がお金を頂戴して領収書を発行するというルールに財務規則上なっておりますので、その現金取扱員がいなければ現金は取り扱えないということでございます。

それから、これは現金が大きい小さい、確かに200円の請求、300円の請求を80円切手を張つて納付書を送るというのはどうなのかなという疑問も持たれるのは確かでございます。しかしながら我々行政、もしくは民間もそうですけれども、もはや現金には触らないというふうな風潮というか、もう随分前からそういうルールになっておりますので、ですからそこは定例の月に何回も使っていただける方については、かえって便利なのかなというふうには思っておりますけれども、単発で使っていただく方には大変申しわけないんですけども、便宜上そういう裏事情もあってそういうふうにさせていただいているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ルールをつくるのが議会だとすればルールを守る、守らせるというところも皆さん大事な職務の一つでもあろうと思いますので、余り無茶言っては申しわけないなという思いもありますが、明確にルール上変えられないんですということを逆に答弁い

ただきましたので、それはそれで町民の皆さんにはそういうふうに理解をしていただいて、便利な面もあるんだよというのを逆にアピールしていく必要があるのかなというふうには思いました。

ルール、それから使用料に関して少し身近な話題といいますか、細かい、今のも十分細かい話しながら、図書館、それから公民館として官報は置かないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 通常、例えば宮城県図書館であるとか仙台市の図書館であるとか、そういったところには官報もしくは官報の写しというものが置いてあったりします。これまで官報を取り扱ってこなかったのは単なる慣習でございまして、これは町当局の総務法令のほうから、その写しをいただいて置くことは可能だと考えておりますし、もつと言いますと行政内文書についても、これは言い方語弊がありますけども、気のきいた図書館であればそういった文書もしっかりと置いてあるというところでございます。それは建設前から、これは住民向けというよりも行政内部向け、もしくは議員皆様に対応できるような書籍もそろえないといけないだろうというふうに考えておりましたので、これからそういったところを含めて資料の収集等をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もう一つですね、非常に最初に申し上げました国道沿いで目立つ場所にあって、この建物何かなあと国道を通る方が興味深げに見ると思うんです。看板があります。国道沿い側に大きい白い縦の看板があって、入り口のほうに曲がっていきますと、その入り口の前に、壁に、少しデザインが工夫された看板があります。その間に青い看板があるんですね。水色の横長の、のり面に設置してあるんですけども、看板多いなと思うんですね。同じ方向から見ると、この看板なんだろうといつも疑問に思うんですけど、あれなんで置いてあるんですか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） どちら側から、済みません、反問になりますけども、どちら側からごらんになった看板でしょうか。

○議長（三浦清人君） 許可します。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 済みません。2回もさせてしまって、質問が十分じゃありませんでしたね。目の前にスーパーさんがあります。あちらから出でくると信号がある交差点があると思います。その信号のある交差点の角に斜めに立ってる横型の看板です。のり面に、建物に

密着した形で設置してあるんじゃなくて、建物があって、そこから歩道に向かって少しのり面がありますけども、そののり面上にたしか立ってる看板だったと思うんですけども、つけ加えて申し上げますと、立派な看板がほかにあるわけですよ。入り口のところと、ですから信号、国道を走ってたら信号左折して入り口側に曲がっていくと目の前に酒屋さんとか電気屋さんありますけれども、そっちのほうには「生涯学習センター」と四角く正方形にデザインされた看板がたしかあると思うんです。国道側に面したところ、第2研修室でしたか、たまに音楽をされる方々が練習しているスタジオのようなところの外側だったと思うんですが、白い看板が、縦に「生涯学習センター」と書いてあるものがあったと思います。それ以外にもう一つ看板があるんですけども、どうもほかのデザインと統一性がないんですね。なので、なぜわざわざどっからでも、どちらの方面からも見えるような正式な看板が置いてあるのに、その間にどっちからも見えるように青い看板が置いてあるのかなというのを、一町民としていつも素朴な疑問として不思議に思ってるんですけども、あれはぜひ置かなければいけないものなんですか。何か理由があって設置してあるんでしょうか。私はちょっとデザインとはそぐわないと思うので、不要なら撤去してもいいのかなということも含めてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 济みません。きょうじゅうに確認をして、その辺の事情をしっかり聞いた上で対処したいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、4点目をお伺いしていきたいと思います。今まで生涯学習センター、済みません、瑣末な細かい質問も多かったんですが、生涯学習センターの利活用についてさまざまお伺いしてまいりました。生涯学習というのは教育長最初に答弁いただいたとおり地域づくりの一環でもあって、それを皆さん行政職員、教育委員会としてはサポートしていきたいと、充実していきたいというようなお答えがございました。これには生涯学習センターを、今中心かもしれません、それぞれの公民館、それからさまざまな施設を連動して連携を図ってまちづくりの雰囲気を醸成していくということが非常に大切だらうというふうに思いますけれども、具体的に何か考えていること、それから4つの公民館の連携、どのように図っていくのか、考えてることがあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 生涯学習、一番最初の答弁でもお話をしたんですが、形として生涯学習センターであったり図書館や松原公園等もなってます。震災から失われたものを今どんどん復活させて、入谷公民館で全ての公民館等も新たなスタートが切れるんですけども、この生涯学習というところから考えると、それこそ人と人とのコミュニケーションをこれから一層力を入れて進めていかなければならぬところだと思います。もう目に見える、形あるものが今上がってきてますので、これからは目に見えない心と心のつながりが、この生涯学習センターであったり公民館の中で培われていくと、より一層地域のつながりであったり町全体のつながりになっていくものと思っております。

具体的なところについては、申しわけございませんが、課長のほうからお話をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 具体的に生涯学習の振興ですけれども、震災後さまざまな社会教育施設の基盤がしっかりと整備をされてきて、その基盤をしっかりと使って住民の皆さんができる活動をしっかりと楽しんでいただく、まずそこがメインでございます。それから、図書館を中心に各地区公民館、そういったところを住民の皆さんができる使っていただいている学びを行ってもらいたい、リカレント教育ということは再三言われてるんですけども、要は学び直し、それから学んだことによってどういった波及が生まれるかというところが生涯学習の肝でございますので、我々が直接手を下してああだこうだといつても、その先については何もないわけですよ。我々がやめれば終わるのかという話になるだけで、そうではなくて規模の大小にかかわらず住民個人、団体、いずれにしてもそれがしっかりと整えられつつある社会基盤をしっかりと使っていただき、しっかりと学んでいただく、学ぶ過程が一番大事だというところを考えております。

つまりですね、各4地区の公民館はもっと地域に根差した公民館であるべきだということがまず一つ。そのためには今やっているイベントも見直しをかけながら、しっかりと住民個々と向き合って、地域コミュニティの再生とよく言われますけれども、どういった取り組みができるか、もう一度しっかりと考えて実践していく、そこが大事だと思います。

それから、図書館につきましては、これから高齢化率がもっともっと高くなつて、例えば具体的に申しますと高齢の男性の方々が図書館に朝からずっと通つてきます。そして新聞をしっかりと読んで、一日、丸一日いらっしゃる方もいます。そういった方々が行く場所である必要がある、出かける場所である必要がある、といった役目がございます。それから女性の

方々の余暇活動、生きがいを生むためのさまざまなハウツー本であったり雑誌であったり、そういったものも取りそろえておく必要があります。それとデイジー図書と言われる聴覚に問題がある方であるとか、あとは目に、目が不自由な方にとって手にとりやすい特殊な本というのがあるんですけれども、あとはカセットテープみたいな音を聞かせるものとか、そういったものもこれからは考えていかなきやいけない。取りそろえていかなきやいけない。

ですから、その施設施設によってさまざまな役割がございますので、そこを住民皆さんがどういった考え方で、どう使っていただかうかというところがまず一番大切なところで、我々がそれをサポートを側面からする、時にはイベント型の行事を持つ際にも協働による取り組みとしてそれぞれの補完をしながら、得意な分野を生かして成功に導いていくという取り組みが大事なのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 町長の施政方針にも町民が主役のまちづくりというのが大事だよねという話がありました。そのためにも公民館の果たす役割というのは非常に大きいと思いますし、その地域に根差したものにすることが今お話の中もありました。そのためには、一つだけお伺いしますけれども、公共交通をうまくそこに設置していくということも重要な課題かなと思いますが、停留所ないところありませんか。

○議長（三浦清人君） 昼食のため休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開をいたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

まず答弁から、企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議員からの4つの公民館への公共交通のバス停はあるかということの問い合わせございましたが、昨年の9月末までは全ての公民館に、あるいは公民館の近くに停留所というものがございました。昨年の9月末からダイヤ改正で戸倉公民館のバス停を廃止をいたしました。

戸倉公民館のバス停につきましては、大体月3名ほどの利用がございまして、その3名の方は公民館利用者じゃなくて小涼地区の地域の方々が利用しているということで、その当時は戸倉公民館と戸倉団地、バス停があったんですが、小涼地区側に、利用者の利便性を確保しよ

うということでそちら側に移した関係上、戸倉公民館の乗降者数がゼロという状態ですので、まずは廃止をしたといったような経緯がございます。

そのほか3地区につきましては、入谷の農協の支店前ということでバス停がございますが、そのほかは公民館と一体となったバス停という状況でございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 先ほどの質問で一部答弁を保留してた部分がございますし、あともう一件保留してた部分がございますので、お答えをさせていただきます。

生涯学習センターの看板についてでございますけれども、あの看板は生涯学習センターがオープンのときに志津川公民館が設置したということでございますので、もう既に役割は終えていますので、速やかに撤去を促したいというふうに考えております。

それから、官報の講読なんですけれども、先ほど写しと申しましたけれども、定期講読をしつかりして来月から講読を開始したいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 昼休み挟みましたので、答弁保留の分は今いただいた答弁で結構かなと思います。

地域に根差した活動をしていく中で乗り合いバスに乗る人がいないというお話をしました。かといつて戸倉公民館が全然利用されてないということではなくて、それぞれの交通手段でそちらに行かれてるということだと思いますが、どうでしょうね、考え方として地域の皆さんのために公民館があって、みんなでたまにはあそこに集ったり、そこで地域活動したりというために公民館というのはあるはずですし、あるべきだと思いますが、そこへ行く手段が公共交通手段は基本的にはないということですね。小涼地区で降りて、どういうルートかな、裏の道を、細い道を通ってということになるのかなと思いますが、残念というか、それでいいんだろうかということを率直に感想として持ってしまいます。今後も今のような状態、状態というか今のような公共交通のやり方で進めていくお考えなのか、どうでしょうね。総合的な判断が必要になると思いますが、寂しいな、それでいいのかなという思いがございます。いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 戸倉公民館にだけではなくて、ほかのバス停も利用者がないところは残念ながら削らざるを得ないというのが現状だと思います。あくまでもニーズがあるんであれば、ニーズ、こういうことをしたくて、そこでバス停がないと困るんだというお話をも

っていただければ、私どもも、今現在ないだけでありまして設置することは可能でございますので、ニーズに合わせたバス路線を構築していくというのは私どもの仕事の一つでございますので、そういう声があれば柔軟に対応はしていきたいというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そういうニーズがぜひ生まれるように公民館側でもいろいろなイベントを仕掛けていく、地域の中心となって活動していくということを目指していただきたいなというふうには思います。

最後に、今4つの公民館というお話をしました。それ以外にも官民合わせて含めてさまざまなスポーツ施設、生涯学習施設、公共施設というのは町内にさまざま点在しております。もちろん生涯学習課が中心となってそれらの連携、連絡調整等行っていると思うんですけれども、何ぶん施設が相当あると思うんです。民間も含めますと。例えば民間は一旦置いておいて、公民館の館長さんたちとかが集まるような連絡調整会議というようなものは今行われているんでしょうか。また、そういう必要性はないのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 毎月第1、第3に、第3月曜日に連絡調整会議、役場の管理職の会議があるんですけども、その後に第1月曜日になるんですが、教育委員会内部でも各公民館長、図書館長、給食センターの所長、そういった方々を含めて連絡調整会議というものをやってございますので、あとは随時必要があればやるという形にしておりますので、そういう状況でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 行われているということです。先ほどちょっと触れましたが、例えば入谷の学生さんを受け入れてる研修センター等、または歌津にも商工会が中心になって建てていただいたハマーレ歌津にそういうかもめ館という建物もあります。また、環境省が整備している戸倉のビジターセンター等、町の保有している公共施設以外にも、それと類するような団体、施設というのはさまざまあると思います。それらを全て引っこくるめて連絡協議会とでも申しましょうか、そういう町で生涯学習に、町民の皆さんにはこういうふうにこの町で暮らしていってもらいたいという意識を共有するためにも、そういう会議体、協議体、会議ばかりふやしてもしようがないんですけども、一つ有効な方法なのかなと私は愚考するところでございますが、その実現の可能性等をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 町内の町の管轄外の施設、教育施設といいますか、そういうところといろんな関係は築いているんですけれども、具体的にいうと、例えば宮城県の少年自然の家であるとか、ビジターセンターもそうなんですけれども、関係性は年に何回か築いているんですが、深い話までには至っていないということもございますので、各地区にある点在する教育施設と申しますか、さまざまな特殊な施設については、公民館とのやりとりというのは頻繁に行われているんですけれども、我々事務部局内部とやりとりをしてるかというとそうではないということで、今後、そういった団体の代表者の方も含めた会議体というのは検討しなければならないと。そういう施設だけではなくて、例えばさまざまな支援団体、NPO団体、あと地元の団体、そういったところとの会議体というのも必要があるんじゃないかなというふうには感じております。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告10番及川幸子君、質問件名、1. インフルエンザ流行対策について、2. 環境対策について、3. 宿泊税について。以上、3件について一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

昨今、毎日新型コロナウイルス感染が報道されて先が見えない状況下でございます。新型コロナウイルスに感染なされた方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本題に入ります。質問の相手は佐藤町長と教育長です。

質問事項は、1件目、インフルエンザ流行対策について。

その①歌津中学校のインフルエンザ流行により学校閉鎖されましたが、詳しい状況とその後の対応について伺います。

②町内の保育所・保育園・小中学校・高校への感染などが心配だったが、どのような指導と、いつ終息されたのか伺います。

③点、世界的にコロナウイルスが蔓延して、毎日全国の感染者が報道されています。このコロナに対する国、県等の指導や情報など町民に対しての広報、PRが必要と思うが、対策をお伺いいたします。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは及川幸子議員の1件目のご質問、インフルエンザの流行対策に

についてお答えをさせていただきますが、質問3点でございますので、私から3点目のご質問、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをさせていただきます。

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルスに関連した肺炎患者が発生し、その後世界に拡大しており、国内では1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、きのう時点においてクルーズ船の乗員・乗客を除く国内の感染者数は800名を超えていいる状況です。また、県内においては2月29日に1名の感染者が発生しております。このような中、県におきましては、1月27日に宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口、コールセンター及び帰国者・接触者相談センターを2月4日に開設している状況であります。

当町におきましては、令和2年2月3日に第1回新型コロナウイルス感染症対策幹事会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症の状況等々につきまして情報共有をしております。さらに、2月25日には対策本部を設置したところでございます。

当町の対策としましては、国・県の動向を踏まえまして関係機関等と情報を共有するとともに、町民に対しまして予防、蔓延防止対策として新型コロナウイルスについて正しい知識を持っていただくとともに感染症の予防を徹底していただくよう、チラシ等の毎戸配布や無線放送等で呼びかけ、ホームページを活用し、最新情報を掲載するなどの対策を講じております。また、感染の拡大を防ぐ観点から、不特定多数の方が参加するイベントなどの開催については関係者で協議し、判断することとしております。

今後も国・県の発表等に十分留意し、正確な情報の提供と町としての対策の周知を行ってまいりたいと考えております。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を防止するには、さまざまな場面で町民皆様のご協力をいただくことが大変大事であります。新型コロナウイルス感染症対策は風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に日ごろからの手洗いやせきエチケットなどの感染症予防の徹底をお願いをいたします。

1点目と2点目のご質問に対する答弁については、教育長より答弁させます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） よろしくお願ひします。

それでは、私のほうから2点のご質問に対してお答えいたします。

1点目のご質問、歌津中学校の学校閉鎖後の対応策と2点目の町内の中・高の感染に対する指導につきましては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、歌津中学校で2年生を中心にインフルエンザの罹患者が増加し、学校医と相談の上、2月14日の金曜日から2年生を学年閉鎖といたしました。週明けに1年生・3年生にも罹患者が見られたことから2月17日月曜日から感染予防のために学校閉鎖の措置をとりました。

その後の対応としましては、学校は生徒の机や椅子、ドアノブなどの学校内の消毒を行っています。学校閉鎖中は生徒の罹患状況等について学校と教育委員会とで随時情報を共有し、学校医と相談の上、拡大のおそれが少ないと判断したことから2月20日から登校を再開しております。

インフルエンザ感染予防に対する指導としては、先ほど町長が述べられたとおり、ほかの感染症と同様に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　そうすると2月20日から登校ということです。その前、このインフルエンザ、2月14日・2年生が学年閉鎖、そして2月17日・学校閉鎖をした。そうするとそこから3日後、3日後の2月20日から登校されてたということでいいでしょうか、そこまでは。

それでは、今さらながらインフルエンザのマニュアルを教えていただきます。関係機関共通のものでよろしいですので、その辺マニュアルがありましたら、こうなってますというようなところ、大まかでよろしいですので、どこにインフルエンザが発症しました、そうすると教育委員会だけで済ますのか、行政のほうに伝わって保健福祉課と連絡をされるようになってるのか、その辺のマニュアルがあったら教えてください。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（齊藤　明君）　インフルエンザもそうですけれども、感染症等が出た場合には先ほどもお話ししたとおり学校医さんと相談をしてということで措置をとるんですが、おおよそインフルエンザの場合は学校さんそれぞれの人数の違いとかがあるんですけども、おおよそ学級の15%から20%のあたりに欠席者が、同様の症状が出るような欠席者がいた場合には、これは何らかの措置をとらなければならないというようなことで対応をしていきます。また、実際に校医と相談をして措置をとるのが適切ではないかという助言を受けてそういった措置をとった場合には、県のほうにその状況と内容について報告をしております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　そうすると県の、それぞれの学校で15%の欠席者がいた場合、校医と相談して措置を講じて、さらには県に報告ということでした。そうすると、この段階ではまだ

行政のほうには連絡というものがいってないんでしょうか。いつの時点でそれは行政のほうとかかわりを持つような仕組みになってるのか。

それとですね、お医者さんにかかる場合、インフルエンザですよとお医者さんに言われた場合、たしか1週間ぐらいがかかると思うんですけれども、インフルエンザは欠席扱いにならないと思うんですけれども、その辺をお伺いします。

それから完治、インフルエンザが完治した場合にも、その証明が何か必要だと思うんですけれども、その辺もあわせてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 行政のほうにというか、もう県のほうに報告をすることで行政のほうに報告をしているというふうに捉えております。

また、インフルエンザ等の感染症の場合には、さまざまな感染症がありますけれども、インフルエンザの場合には発症した日から5日間ということで出席停止扱いということに……（「2日間」の声あり）5日間です。最短で5日間で、その5日間の中に熱がおさまってというか発熱がなくなつてから2日間というものが、この5日間の中に入りますので、最短で5日間ですけれども、熱が下がらなければ6日、7日といふ場合もありますが、インフルエンザの場合は、ほとんど5日間で終わりというふうなところでございます。

完治状況については、特段お医者さんのはうから診断書をもらうとかということではなくて、お医者さんのはうに、お医者さんの診断を受けましたという日からカウントをしていって、熱も下がつたので、あしたから登校しますというような保護者からの連絡を受けて登校、さらに出席停止の措置は、その5日間あるいは6日間で終了ということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、この終息についても本人、親御さん、その方から熱が下がつたから学校に行きますということなんでしょうねけれども、インフルエンザにかかったというときは、やはり校医、それから病院の先生に診てもらって、インフルエンザですよということの基準というのはどういうふうになってるんですか。本人だけの申請なのか、お医者さんに言われたこと、何かあるのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 熱が出たり、風邪かなと思って病院に行ったけれども診断を受けたらインフルエンザでしたとなれば、それはインフルエンザになりますし、インフルエンザだと思って行きましたけれども検査の結果インフルエンザでは、その日は違いましたよとなれば

普通の風邪の欠席というような扱いになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） インフルエンザ、ことしは2月に学校閉鎖まであったわけなんですか
ども、今までこういう町内の学校で学校閉鎖ということが毎年行われてるのか、今回たまた
まだったのか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 可能性とすると学校閉鎖もあり得ることではあるんですけども、何
ぶん小学校の場合は6学年あるということ、それから中学校さんの場合でもインフルエンザ
が発症する場合にはクラス単位が多いので、なかなか全校までということは珍しいことかな
あと思いますけれども、歌津中学校さんは3学年ですので、そういうこともあり得るのかな
と思っております。ただ、ここ数年ではこういった学校閉鎖というような措置はなく、ほと
んどの場合は学級、学年閉鎖という措置をとってるところです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 冬場になると、やはり毎年インフルエンザが流行します。今お伺いしま
すと、学校現場では学校と、その上となると県に報告ということなんですかけれども、これは
学校だけに任せていなくて、町内高齢者の感染リスクが高いので行政でもかかわるべきでな
かろうかなと思われます。子供たちは家庭に帰るわけですよね。そうすると家族の人たちに
うつすという、そういうことも考えられるんですね。そうすると行政側で、また今インフル
エンザが流行してますので、こういうふうな状況ですから、このようなことをしてください
とかっていうPRにもなると思うんです。それが予防につながって感染リスクを抑えていく
ことにもつながるんではないかなと思われますけれども、その辺どのようにお考えですか、お
伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 議員のご指摘といいますか、そういうお考えは大変ごもっとも
だと思っております。ただ、学校の場合は閉鎖ということになるんでしょうけれども、ほか
については、高齢者施設にしても何にしても生活にかかわるものですので閉鎖というわけに
は簡単にはまいりませんので、当然ながら流行を受ければインフルエンザに注意してください
いねというなりに広報紙等でも啓発しておりますし、あと特に高齢者については、インフル
エンザワクチンをぜひ予防注射してくださいということでPRしておりますので、そういう
たのも含めて今後ともやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このマニュアル、前にお伺いしたとき、インフルエンザになったとき、このマニュアルができるからと、コロナになったときですね、インフルエンザのマニュアルがあるから、それに沿って対応していきたいというご説明でしたけれども、そのマニュアル、町のマニュアルをちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） これは通常の季節性のインフルエンザということではございませんでして、新型インフルエンザ、数年前に世界的に流行するかもしれないということでなりました新型インフルエンザ、あとはSARSとかMARSとか、そういったものへの対応として当時法制化されたものが新型インフルエンザ等特別措置法という、今回改正されましたけれども、それがございます。それの中に市町村でもってそれぞれ行動、県とか市町村でも行動計画を用意しておきなさいよというのがございました。本町もそれに合わせてつくっておりますけれども、今回コロナウイルス対策をするに当たって、当時は先般の法改正で新型コロナウイルスがこのインフルエンザ特措法の対象になりましたけれども、それ以前はなっていなかったもんですから、よって立つ法律みたいのが感染症法しかなかったということで、ただ未知のウイルスだということで、より危険度の高い新型インフルエンザの行動計画に合わせた形で本町は対応していきましょうということで決めまして、それによって幹事会とか対策本部会議をしていきますということでのお話をさせていただいたという内容です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 毎年流行しているインフルエンザ対策を行政でも一緒に取り組むこと、これがあれば感染リスクを最少限度に抑えることが町民のためになるのではないかと思います。そして今回の新型コロナが蔓延しても、人はインフルエンザ流行のとき何をしたか体で覚えてると思うんです。この感染の中身が違っても、どうすべきか、初動行動が理解できるのではないかと思われるんです。

なぜこのことを私が質問するかというと、災害、防災訓練と同じでないかと思うんですよ。災害も訓練に訓練を重ねて、それが町民が体で覚えて災害のとき、すぐ逃げなきやない、そういうような観点からさまざまな感染を、災害と感染という事態が違うんですけども、次元が違うんですけども、感染を最少限度に食いとめるための手段にならないかなと思うんです。そういうことをするっていうことが。

コロナウイルスが騒がれて現在いますが、収束がまだまだ先になると思います。学校や高齢

者施設への対策をどのようにしているのか、連携ができているのか、また学校再開時期はいつごろになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 町と学校につきましては、先ほど町長さんのほうでもお話をございましたけれども、新型コロナウイルスの対策本部のほうに教育委員会としても参加しておりますので、その対策本部で確認された事項については、臨時校長会などでお伝えをしているところでございます。この新型コロナウイルスに関しては、予防については、通常のではなくという表現も変ですけれども、インフルエンザ予防と同じように手洗いやうがいの励行だとか換気だとか、ほぼ同じような対応で十分ですので、そこについて徹底的に子どもたちや家庭のほうに伝えているところでございます。

また、特に新型コロナウイルスに関しては国内の状況を見ますと誰がかかったのかとか、誰と誰が濃厚接触者なのか等々によってよからぬ偏見だとか差別だとか嫌がらせというか、そういうようなことが出ておりますので、当初から2月の校長会議のときにしっかりと国内の状況を鑑みてインフルエンザ、コロナウイルス関係で誰がかかったのかというような、いじめにつながるような偏見のないように、そういったことはやってはならないことだということを子どもにしっかりと指導するようにということで、新型コロナウイルスの感染予防とともにいじめ防止、さらには人権問題としてしっかりと子どもたちに指導するように努めているところでございます。

また、現在臨時休校という措置をとっておりまして、25日まで行っております。状況等は日々刻々と変わっているところではございますが、現在のところでは新年度スタートをする4月8日まではこのような措置をとって感染予防に努めてまいりたいと思ってるところでございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 高齢者施設の対応ということでご質問いただきました。高齢者施設については、町内の各施設とも原則的に入居者に対する面会は全面禁止と、それから業者等についても荷物の受け渡し等は入り口でということにしておるようです。それから、あと職員についても出勤前の検温、これは欠かさずにということにしておるようです。それから、あるいはアルコール消毒等徹底するということはやっておるようです。

それから、その前段いただきました防疫対策ということでのインフルエンザあるいはコロナウイルスも含めていろいろな訓練が大事ではないかという部分に関しては、おっしゃるとお

りだと思っておりますので、先般各家庭に配布しましたチラシにもあるとおり、とにかく小まめな手洗い、これが一番だというふうに今言われておりますので、今後ともそういったものも周知には意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） よくわかります。しかし、一つは町民に意識づけをするということも大事でなかろうかなと思うんです。チラシを回したからというと、見ない人、見る人それぞれですけれども、このインフルエンザとかコロナ感染症は大きな問題ですよ、大事なことなんですよということで町民にそれを伝える手段、例えば放送、町でやってる放送なんかも取り入れて危機感を持たせていくということも一つの方法かなと思われます。そういうことはどうなんでしょうかね。考えていますか、どうですか。そこは町長でもいいです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町で流す情報よりも、ご家庭で今テレビつければ全てコロナの情報になってございますので、あえて町の広報でも流しますし、それから広報紙の配布もいたしましたが、それよりもテレビをつけて、見て、それぞれが注意をするという環境に今日本全国がそうなってございますので、そういう方向での広報の周知という意味では徹底されているのではないかというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それはそうですけれども、やはりこういう世界中がパニックになってるような状況でございます。そうした場合、やはり町のトップである町長が大変な時期なので皆さんの手洗い、うがい、万全を期してくださいと一言言うと、ああ町でもこんなに危機感持ってるなというような共有できると思うんです。

一つ例を挙げますと、この間残念なことに3.11の慰霊祭のとき、サイレンは鳴ったけれども町長の話が5時にしか、そのとき流れなくて、連動が悪かったのか、担当の操作が悪かったのか、その原因は何だか我々にはわからないんですけども、それは大きなミスだったんじゃないかなと思われます。放送は企画でやります。行事担当は総務課でやります。そうするとどこでそれがあったのか。企画の操作する側が悪かったのか、共有できなかつたのか、そういうことも懸念されます。それだけ町長のトップのメッセージというものはかなり大きなものだと思うんです。

そうしたことから考えれば、やはり今回のコロナの件も県内でまだお一人しか出てない、そういういつどのように第2次・3次感染がしてくるかわからない状況なので、一言町の

町長がこうやって心配して、放送でも心配してますよというところが町民にわかって共有、わかると共有できるのかなという、さらにチラシをまつただけではなくて、さらにそれが町民に伝わるのかと思います。その辺もう一度お願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が一回言うよりも、先ほど言いましたように毎日テレビのチャンネルをひねればコロナ、コロナ、コロナということで報道が流れておりますので、冷静に対応することが大事だと思ってます。この問題について一番大事なことは、何度も何度も言われてるよう手洗い、うがい、これをしっかりすること、この最低限のことをとにかく徹底するということが大事だということだと思いますので、そういったいろいろもう報道で、報道というか私の放送とかいうよりも、そういう本当に単純なことを皆さんに繰り返し連日行っていただくということが大事だというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは学校、次は学校のほうに、学校も国から指導、情報を共有して待つだけでなくて保護者の判断とか承諾を得て開校することも考えねばならないのでしょうか。子供たちは今突然の休校にそろそろ精神的ストレスがたまり、体調管理に問題が出てこないでしょうか。そこが心配ですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 議員がご心配されているとおりだと思います。こちらのほうも大変心配をしているところでございます。突然2月28日の段階で、もう来週から休みになりますということをお伝えをしたところでございます。本当に誰もこういう状況になるとは思わないでいたところでしたけれども、突然の発表でございました。

そのことについて、学校が臨時休校という措置をとったとき、1週目については、学校のほうはどなたもお子さんを預かれるところがないんだとか、そういった家庭の事情等があれば、どうぞ学校のほうに申し出てくださいということについては、各小中学校とも文書でお伝えをしたところでございます。1週目については、どなたからも各学校、そういった申し出がなかったんですが、やはり日数がたっていくと、最初の1週間は大丈夫だろうな、家族というかおじいちゃん、おばあちゃんなど預ける場所でやっていたんですが、どうしても共働きで云々という場合もあって、現在学校のほうで午前中預かっているお子さんもおります。

学校のほうでは、家庭のほうで一歩たりとも出ないようにとか、そういった指導はしております。集団感染の拡大、集団感染の感染予防あるいは拡大予防ということで行っておりま

すので、子供たちについては、しっかり臨時休校のときには家の中でしっかり勉強し、さらに時間になれば換気をしたり、あるいは家の周り等でも縄跳びをしたり運動したりというようなことは体のためにも心の面でも必要なことでございますので、そういったところは認めております。また、公園などでも遊ぶということも、それも一つの方法だと思いますが、そういった場合にはしっかりと手洗いを徹底するように、さらにはふざけて余り友達とくつついて遊ぶのではなくて、少し離れた感じで遊んだりすることが大切だということは各学校で指導しております。

これからもまだもう少しというか、あと2週間ほど休みがあるんですけれども、そういったときでも家庭のほうで預かれないような場合には、学校のほうからどうぞご連絡くださいというような形で通知は出しているところでございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　そういう問題が起きてきてるということは事実のようです。また、勉強には個人差がありますけれども、平等に受けられるはずの授業が受けられないということにも問題があるのではないかと思われます。困るのは子供たちだと思います。高齢者よりも子供は感染リスクが低く、免疫力が高いことも報道されてます。もっと現実に向き合って関係者の皆さんで最善の方法を子供たちのために考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。休校にしない学校もありますので。中には。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（齊藤　明君）　現在の措置を子供たちのためになっていないとは全く思っておりません。子供たちのために休校の措置をとっています。これは東日本大震災を経験したこの地域ですので、この地域で東日本大震災で何を大切にしていたか、それは自分の命を守ることというのが最大のこと学んだと思います。被災している地域だからこそ子供たちの命を守るために臨時休校にすると、ここで安易に臨時休校の措置を解消するというか登校させるということを判断する医学的な情報も全くないところで登校させるということは、私はそれはいかがかなと思っております。

私は、この3週間というか1ヶ月近く子供が学校で勉強はできませんが、この措置が終わつた後は全員が命を大切にし、さらにこれからの将来を思う存分活躍できるためには、この1ヶ月なりを辛抱するというのは震災経験したこの地だからこそあるんだと思います。決して子供たちを守らないためではございません。この措置が子供たちを守る措置だと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 子供たちは授業を受けたくても声を出せません。それが子供だと思うんです。6年生と中学3年生は最後の授業と友達との思い出、部活の思い出、大事な時期なのではないでしょうか。子供たちのことを考えて意向調査やアンケート調査なども実施してみたいかがでしょうか。また、なさっているのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 学習にとって大事、部活動にとって大事な時期というのは、私も思います。3学期というのは1年間の学びの集大成でもありますし、進級・進学をする大切な時期だと思います。しかしながら、先ほどお話したとおり、この時期は大事かもしれません、子供たちにとっては、この時期以降もとても大切なことですので、この1ヶ月を辛抱することがこれからの子供たちの未来につながるものだと思っております。

また、子供たちから直接的なアンケートということにつきましては、現在アンケート形式ではなくて各学校で家庭のほうに家庭訪問してある学校さんもあれば、電話で連絡をしたりしているところもございます。その都度子供たちの様子であったり保護者と直接会話をするなどして状況などを確認をし、適切に対応しているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 意向調査ということがすごく大事になるんではないかと思います。そういう点では早くして、子供がどういうことを考えて、どうすべきなのか。親御さん、そして教育委員会、町がどう動くべきなのかというためにも、ぜひこれを急いでしていかなければいけないことだと私的には思うんですけども、そういう電話とかそれぞれの学校に任せていいものなのか、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） それぞれの学校だからできることだと思っております。先生方と保護者、それから地域の方々とは本当に信頼関係をもって学校教育は行われております。大変ありがたいことだと思っております。町教育委員会として通り一遍の調査をするということよりも、各学校が一人一人の子供たち、一家庭一家庭ごとの家庭に寄り添って確認をしていくほうが子供たちにとって、保護者にとってより適切な対応ができるものと思っております。

何度もお話ししますが、この新型コロナウイルスの予防策であったり対応については、私自身も全く専門家ではありませんし、医学的にも全くわからないところでございます。そういう中で、そういう意向調査等の結果をもって、ああみんなで学校に行きたいので学

校を再開しますという方向でいくのか、あるいは結果がどうあれということもあると思します。この意向調査自体に、私自身からするとこれがコロナの学校措置を変えるようなものではありませんので、現在のところはこういった意向調査などは行う予定は、私は持っておりません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　今世界中はこのコロナで情報が錯綜しておりますけれども、宮城県はまだお一人ということで、他県とは少し、多くやっている都心部とはかけ離れております。そうしたことを考えると、やはり子供たちが一番何をしたいのかということが大事でなかろうかなと思うんです。意向調査はしないという方向なんですけれども、今卒業の時期にきて、子供たちの今後ももちろんいろいろありますけれども、この卒業の時期にきて、そこを人生の節目になっていく人もおります。6年生、3年生の場合ね。そうした場合、感染リスクが低い、私も本職でないからそんなわからないんですけども、テレビで情報を聞く限りでは高齢者よりも小学生のほうが感染リスクが低いということは報道で聞いております。そうした場合、ほかの学校も開校してるところもいらっしゃいます。やはりそこは子供が何をしたいのか、子供がどうしたいのかということは一番大事に考えなきやならないんじゃないかなと思うんです。教育委員会、大人がこうしたいからこうしましようではなくて、そのための子供たちの意向調査をする、子供が学校に行ったほうが、行きたいのか勉強したいのか、このままコロナにかかるのが嫌だから家にいたい、そういう意向調査することも大事で、それから判断を導いていくことも重要なことだと思われます。今教育長はしないとおっしゃいましたけれども、その辺、絶対しないものなのか、もう一度お伺いします。

○議長（三浦清人君）　7番、意向調査はしないと断言してますので、2回、3回言ったってまたやるという可能性は低いと思いますので、違った質問を願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それでは、コロナ感染の拡大で世の中が大変です。私的にはもっと子供たちの授業を考えるべきではないでしょうかと思うんです。

最後になりましたけれども、ちなみに私は今まで人生生きていてインフルエンザに1回もかかったことがありません。自慢になるかどうかわからないんですけども、冬場の体調管理に気をつけて予防注射も受けてないです。これからは受けなきやないのかなという年代になりましたけれども、受けるつもりではおりますけれども、まずこのインフルエンザ、コロナもそうですけれども、健康な体づくりをしていくということはインフルエンザを受けない、それをはね返す力、健康な体づくりが第一だと思います。その辺はどのようにお考えになっ

てますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） ご質問にはなかったんですけども、最初に議員さんのはうから授業を考えるべきではないかというようなお話をされておりましたが、これは考えております。臨時休校をしてるというのは、もう勉強しなくていいよ、家でごろごろしてなさい、学校関係ありませんよといっている臨時休校ではありません。子供たちのはうにはたった1日、28日の日に一生懸命各学校ではこれから休みのために課題を設定をしたり、図書室で本を貸し出しをしたり、また1週間たった後に保護者のはうに連絡をして2回目の学習課題ですよということでお家の方々にプリントを改めてまたお渡しをしたり、1日のスケジュールということで何時になったら何をするみたいなスケジュールなどを出している学校さんもあります。臨時休校ということと子供たちに授業や勉強をさせないということは全くございません。学校は学校に来なくてもできる勉強を学校のはうからしっかりと課題を与えておりますので、そのところについてはご心配だと思いますけれども、対応はしっかりとしているつもりでございます。

あと、インフルエンザ等健康面については、こうして何かいろいろな病気がはやったから健康、手洗い、うがいをするということではなく、常日ごろから衛生面についてしっかりと指導していかなければなりませんし、前回の一般質問等でもございましたが、学校で取り組んでいるのは「早寝早起き朝御飯」ということで、しっかりと栄養をとること、さらにはしっかりと睡眠をとること、規則正しい生活をすることなどがとても大切なことだと思っております。そういう地道でもありますが、確実な取り組みによって病気などをなくしていきたい。そして、もしかかかったり、あるいは流行したときには、なお一層注意してくださいということで注意喚起を先生方が、あるいはプリントなどを通してお伝えをして子供の健康、子供の命を守っているところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 教育長さんの思いが伝わりました。ありがとうございました。これで1件目の質問を終わります。

次に2件目の環境対策について、1つ目、ごみの減量化の取り組み状況と今後の対策をお伺いいたします。それから、2点目、ごみ袋変更によるメリットとデメリット、またこの背景の経緯と費用対効果をお伺いします。3点目、気仙沼市への搬入、今後の見通しを伺います。4点目、クリーンセンターを新たなステーションとしての具体的な政策をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、環境対策についてお答えをさせていただきます。

1点目のご質問、ごみの減量化と取り組み状況と今後の対策についてでありますと、平成29年度のごみ総排出量は4,608トンに対して、平成30年度におきましては4,395トンと年間213トンの減少ということになっております。資源ごみの回収量につきましては平成29年度で800トンから平成30年度で895トン、95トン増加をしてございます。今後も生ごみを含めた資源ごみへの分別と可燃ごみ減量に向けた啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

2点目のご質問、ごみ袋変更によるメリットとデメリット、経緯と費用対効果というご質問でありますと、経緯や費用対効果については議会でも再三再四議論を重ね、現在の方向性に至ったものでありますと、改めて申し上げますと、ごみ袋の変更により費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量の抑制が期待できることに加え、可燃性ごみと資源物等の手数料に差を設けることで分別の促進や資源物の回収量の増加が見込まれること、さらには税収のみを財源として実施するごみ処理事業は排出量の多い町民と少ない町民とではサービスに応じた費用負担に明確な差がつかないのが現状であります。ごみの排出量に応じて手数料を徴収する有料化はごみを多量に排出する場合は負担が多く、少量の場合には負担が小さくなり、費用負担の公平性が確保されるというものであります。処理費用、分別方法、再利用の促進に関する意識改革が図れるものであると考えてございます。

当町におきましては、これらの効果が大きいものと小さいものがあるかもしれませんと、全ての効果が期待できるものと考えております。

なお、昨年10月からごみ袋の変更を実施しているところでありますと、袋の枚数の変化やごみ量の変化などについては1年間を通して注視をしていきたいというふうに考えております。

続いて3点目のご質問、気仙沼市への搬入今後の見通しについてですが、今年度気仙沼市では焼却炉の精密機能検査を実施し、焼却炉の延命化等の検討に入るものと思われますが、当町におきましては、今後も継続して気仙沼市へ焼却委託をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に4点目のご質問、クリーンセンターの具体的な政策についてでありますと、菅原辰雄議員への答弁のとおり、現有施設であるクリーンセンターはごみ中継施設、不燃物処理施設及びストックヤード等の老朽化と旧焼却施設の解体を含めた長期的な視点に立ってごみの適正処理、資源化の推進を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは①のごみの減量化について、平成28年度決算額、清掃費で3億6,000万、29年度決算額、清掃費4億2,000万、それから30年度決算額、清掃費4億3,000万、31年度清掃費、予算額4億4,200万、まだこれは決算出ておりません。令和2年清掃費予算額4億9,000万、年々ふえてるわけですね。この経費というものが。

そこで30年度清掃費決算の主な内容を調べてみました。ここではごみ収集、資源物収集委託料約7,000万、これはダストクリーンと佐藤設備2社、生ごみはリアス1社です。次にごみ運搬業務委託料約1,760万、歌津運送と山藤運輸2社です。ごみ焼却委託料気仙沼に約5,300万、粗大ごみ焼却業務委託料約300万、草木沢の分、佐々木産業です。焼却灰埋立委託料約1,150万円、秋田県小坂町に搬入、クリーンセンター管理業務委託料約1,330万、リアスエンジニアに委託です。一般廃棄物生ごみ処理委託料約8,630万、アミタ南三陸B I Oに委託、し尿収集委託料約2,000万、歌津衛生社、佐藤設備、西城衛生社3社です。衛生センター管理業務委託料約6,300万、クリタスに委託、余剰汚泥運搬業務委託料約360万円、山藤運輸、これら清掃費決算額4億3,000万となります。

平成28年度から5年目を迎いますが、清掃費1億3,000万の増額予算となっております。その要因はどこにあったのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 内情等については担当課長から答弁させますが、今いろいろごみの内情等について、これほどの費用がかかるということでお読み上げをいただきましたが、そんなんです。ごみっていうのはそれほど費用がかかるということを改めて皆さん方に胸にしっかりと受けとめていただければというふうに思っております。そういった意味におきましては、前回及川議員からご質問ありました病院に3億も金かけるのかというお話になっておりましたが、命に3億円かけるのは、私は当然だというふうに思っておりますし、ごみにこれだけのお金がかかってるということも、改めてこれは及川議員にも肝に銘じてもらいたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 予算の増額の理由ということでご質問ございましたけども、委託費用が非常に多くございます。今列記していただいたように各施設も、また保有している分がクリーンセンター、草木沢衛生センターと大きな施設ではございます。委託となるとやはり地元の企業さんに委託してゐるわけですが、やっぱり人件費等が主な内容となってます。一

定の労働に対して賃金を支払う、地元の企業で働きやすい環境をつくっていただくという中では、やはり人件費の割合が年々少しずつ上がっているというのも事実であります。

それから、工事関係では、やはり老朽化が大分クリーンセンター初め衛生センターしてますので、その修繕費関係で計画的な修繕を行っております。それらを含めると、やはりトータル的に金額として上昇してます現状にあります。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

それでは、及川幸子君の一般質問を続けます。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは続きまして、きのうの同僚議員の質問にもありました、生ごみの収集が1日で3.5トン予定が0.9トンと予想外でした。これがバイオガス事業にも影響があるかと思われます。取り扱ってるアミタさんのメタン発酵液肥年間予定4,500トンが生ごみから2,000トンしか集まらないということを聞いておりますけれども、現在需要と供給のバランスが保たれているので今後もこの数量でよいのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 現在の生ごみにおける液肥の製造につきましては、1,700トンということです。それから消費が使用量が1,800トンということで若干100トンほど大きく上回ってるわけですが、今後生ごみを集めることによって、それとあと余剰汚泥を入れることによってまだ施設としての貯留能力はございますので、そこに一時的にためて、特に使う時期、春秋の耕作期に散布するというようなこととなっております。

それから、生ごみが令和元年度につきましても、現在、昨年と同じ約314トンということで少しずつ増加しておりますので、その増加に向けた取り組みを今後も展開していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 余力があるから今後もこれでやっていくということでした。メタン発酵プラント稼働委託料850万、アミタさんに出しております。この内容をご説明願います。内訳ですね。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 生ごみの処理委託料ということでご質問だと思います。内容については、議員お話しますようにアミタに対するごみの処理料ですが、いろいろ仕組み、内容をいろいろお聞きしますと人件費が多うございますが、人件費と電気関係、施設の維持管理費、それから消耗品などで活性炭等の使用、それからメンテナンス関係、保険などなどしているようにお聞きしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この発酵した液肥、液肥利用している方々の話ですと、農家さんがこの液肥を畑にまいてるんですが、におい、においや3日以内に耕さないと効果がなくて、まく、散布してある方ですかね、山藤さんが散布を任せられてるんだと思うんですけども、その任せられてる人の日程によって農家さんが振り分けされてるので使いたいときに使われないというようなことを話してました。ですから、今後使用する人が減ってくるんじゃないかなということも危惧されてました。これを農協さんが委託されると農家さんも常に農協さんのところに行ったり来たりして、農家さん同士でその機械というんだか散布する機械なのか、現物見てないのでわからないんですけども、その辺は農協さんにあるんであれば借りやすい。お互いに使いたいときに……（「ないの」の声あり）今は農協にないので、農協さんにあれば使い勝手がいいと皆さん話してます。せっかくの液肥が無駄にならないのか、その辺が心配されてますけども、今のところそういう苦情とかそういうものが来てるかどうか。これは液肥をまくほうで、町にはそこまで来てないと思うんですけども、そういう不便さがあるということを報告しておきますけども、もしそういうのが苦情として出てるかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 町のほうにはそういった使い勝手が悪いという苦情は来ておりません。においという問題は当然液肥であるというふうには思いますけども、ただ利用者のアンケート調査しております。9割方の農家の方々が液肥の効果については満足しているというふうな調査結果出ております。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 補足しますと、アミタさんでも常時散布車を、それぞれ希望に応じてまいてるわけですけども、時期によっては1台で足りないときは京都のほうから運搬しながらも農民の方々、農家の方々の支障がないような形でやっておられるという話は聞きました。いずれ議員がおっしゃるようなことが事実あるとすれば、今後の課題であります

ので、アミタとも会議を何度も持っておりますので、その際にお伝えしながら改善方に向けた取り組みなども検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。

それから、きのう同僚議員も質問しておりますめぐるステーション、今後検討していかなければならぬようです。エコタウンを目指して大変なことですが、きのうの同僚議員には場所を移すということが莫大なお金がかかるのでクリーンセンターの周辺環境を変えてはいかがでしょうかということです。あそこのクリーンセンター、現在のクリーンセンターは海が見えるんですよね。眺望もよく春には桜も咲きます。今は業者さんだけが搬入しておりますけれども、そうではなく一般の家庭資源ごみを持ち込めるような策を講じればいいのかなと。一般の、これからステーションつくるに当たって、口コミでも一般の人たちがどんどん持つていって、そして4カ所のステーションではなくて、いずれはそこ1カ所になれるような、そういうふうな方策を考えてもいいのかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） クリーンセンターにつきましては、現在も一般の方が普通の家庭用の可燃ごみとか資源ごみを搬入いただいております。ただ、その際は直接ちょっと料金がかかるてしまうものですから、その上でご了解いただくんであれば処理しますというふうな仕組みになってございます。当然事業系のごみで許可された業者さんも大分入ってきておりますが、一般の方も大分多く来ていただいて資源ごみ等の搬入をいただいているというような状況となっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一般の人たちをふやすというところで私も考えてみると、料金、ごみに行って料金取られる。そうであれば、その料金全額でなくても、例えば家庭ごみだから300円かかるところを100円のお茶なりを、ご苦労さん、持ってきてくれてありがとうございますって100円のペットボトル1本でも差し上げて、そしてごみとは関係ない眺望、そして桜とか環境、その辺のちょっとした環境を変えて、花の季節には花とかそういうものを見せて、そして帰してやる。要するに持ってきた方に対する御礼というか心尽くしというもの、それを持っていた人、受け取った人相互にそういう癒しのものが出て、心通わせるものが出てくると遠くても行きたくなるような、持っていきたくなるような、そういうコミュニティが生まれるのかなと思うんです。

まあそれを男の人に言ってもわかるかわからないかわからないんですけども、そういう些細なことだけれども、女性の人っていうのはそこに何かを見出して、ああここに来ると空気がいいな、海が見えるな、何かごみ捨てに来たんだけれどもこういうものがあるなということを感じるんです。女の人は。まあそれを言っても無理な、今の空気を読むと無理なのかなということとも見えますけれども。

それから、次の②の件については最初の説明でわかりましたので、時間の都合で飛ばさせていただきます。

次に、③気仙沼市への搬入と今後の見通しをお伺いいたします。

先ほどの中で気仙沼市さんも現在焼却施設が老朽化して市では検討中なんですけれども、当町としては今までどおり気仙沼市さんにお願いするんだというようなご答弁でした。しかし、自分の町のごみをいつまでも隣の町に頼っていないで、自分のごみは自分で処理しなければならない時期なのでないかなと思われます。町内ごみは年間3,500トン、うち314トンが生ごみです。そうすると3,200トンが気仙沼市に搬入されている理屈になると思うんです。今までのようにお願いするんであれば気仙沼市さんに何かしらのアプローチ、こういうものをつくりましょう、一緒にやりましょうというような何らかのアクション、アプローチをしているのか。今後このまま気仙沼市さんに依存していくという方向ですけれども、その辺のアプローチ、何か建設に対してこうしたいああしたいということが両者間で話し合いがなされているのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 気仙沼市に委託して随分年月がたちます。ご案内のとおり多分ご承知だと思いますが、ダイオキシンの問題が発生して以来、当町のクリーンセンターは焼却ができないということになりました、以来気仙沼市さんにずっとお願いをしてきてるというところでございますが、先ほど申しましたように気仙沼市のクリーンセンターそのものも老朽化ということになりました、建てかえなのか、あるいは延命化なのかということできまざま議論、これまでもなされてきて、もう多分ここに来て延命化の工事になるのかなということで先ほど答弁をさせていただきましたが、当然これまでずっと気仙沼市さんにお願いしてきた緯を考えれば、我々としても今後とも引き続きお願いしたいということでのアプローチはずっとしてきてるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、次に③クリーンセンターを新たなステーションしての政策と

ということで先ほどお伺いしました。ここで24年度の地域バイオマス利用の現状と課題ということで紹介させていただきます。

この中の、これは環境庁で出しております平成24年度特定被災地方公共団体に特化した沿岸地域復興資源循環プラン策定・実証業務よりということで、地域のバイオマス利用の課題といたしまして、当町の課題です。焼却施設及び焼却灰の課題ということで、現在町内にごみ焼却施設がないため隣接する気仙沼市に可燃ごみの焼却を委託しております。みずから排出したごみの処理を他の自治体に依存している状態である。また、ごみ焼却灰は遠方の町まで運んで、埋め立てをしていたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により焼却灰の引取先を見つけることが困難になっております。現在、町のクリーンセンター内に焼却灰の仮置き場を設置して保管している状況であるため、いずれいっぱいになることが予想されてることから一刻も早い対策が必要となっている。こういうことで課題が浮き彫りになっております。

そうした中、クリーンセンターを新たなステーションとしての政策をということでしたけれども、今後この新しい事業として6年間でリサイクルセンター、11億7,000万円でリサイクルセンターを計画しております。この11億7,000万のうち8億が起債となっております。老朽化に向けた取り組みではありますが、時期尚早ではないかなと思われます。毎年四、五千万かけて修繕工事しながら、今は延命措置しながら使用しております。それぞれの委託料は年々右肩上がりで増額しています。南三陸町環境基本計画、28年から平成37年度までの10年間の計画になっております。ことしは32年度、ちょうど5年で半分の期間です。この計画を見直す時期ではないかなと思いますけれども、見直すべきかどうか、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど及川議員が読み上げた文章については、多分それは5年か6年前の文章ではないかというふうに思います。（「7年前。平成24年です」の声あり） 7年前、7年前の文章です。当時、その文章を書いた時期と現在の町を取り巻く環境というのは全く別でございます。

当時の焼却灰につきましては、青森県のほうに……（「秋田」の声あり） 秋田か。違う違う違う。（「青森」の声あり） 青森だな。違う違う違う、最初に頼んだところ。二戸。二戸は青森だよな。（「岩手」の声あり） 岩手か。失礼いたしました。震災前から岩手の二戸のほうに焼却灰の処理をお願いしておりました。それが震災の際に放射能の問題があって、二戸

の地域の住民の方々から南三陸町の焼却灰は放射能汚染で受け入れるべきではないんじやないかというふうな意見が出ました。その際、担当の議会の委員会の委員さん方がうちの町においてになって焼却灰の放射能測定もやりました。実際問題はないということでお帰りになつたんですが、やはりそれは風評の問題がありまして、それともう一つは町長選挙が近かつたということがございまして、町長さんのはうから残念ながらこういう今の地域の反対ということでは受け入れることはできないということでお断りをされました。

その後、どこにも行き場がないということで、いわゆるクリーンセンターのほうに暫定で保管をするとということで保管をしておりまして、その間、いろいろ探しまして山形県の村山市さんのはうで引き受けるということで村山市さんのはうに一時お願ひをした。

その後、秋田の小坂町さんのはうから受け入れてもいいというふうなお話をいただいて、私も小坂町のはうにお邪魔をさせていただいて役場にも行きましたし、それからそれを管理運営している三菱マテリアルのほうにも私お邪魔させていただいて、今後ずっと継続して引き受けすることは可能というふうなお話をいただきましたので、この焼却灰の処分につきましては、今後とも小坂町さんのはうに、いわゆる民間ですけれども三菱マテリアルさんのはうにお願いをするということできてございますので、先ほど及川議員が読み上げた文章については、相当前のことでの現状は全く違うということだけはお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 町長、三戸なそうです。（「あつ三戸か」の声あり） 三戸。三戸です。
(発言者あり) いいよいいよ、わかれば。

環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 環境基本計画のご質問ございましたので、私のはうからお話をしたいと思いますが、議員おっしゃるように32年度はちょうど環境基本計画の中間年ということで、現在環境指標含めていろいろ検討してあるところであります。その32年度につきましては、当然環境指標はもとより、その計画の部分につきましてもいろいろ検討しながら進めまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、わかりました。

最後に、町長はごみ処理費用を減らして医療費に回したいとアミタホールディングス株式会社発行の「バケツ一杯からの革命」により抜粋したものですが、要約して一部紹介させていただきます。

生ごみの問題については、震災前から中学校に呼ばれて出前トークで生ごみの減量化をお願いしました。うちの町には焼却施設がないので隣町の気仙沼市に運んでお願いしていた。その焼却費用が3億円で、そのうち4割が生ごみです。その一方で当町の病院にかかる費用が2億5,000万です。この生ごみを減らせば費用が少なくて済み、減ったお金を病院に回せると掲載していました。とてもいいことですので、私も共感いたしました。

しかし、どうして予定どおりにいかなかつたのでしょうか。経費がイケイケドンドン、毎年ふえています。見込みが甘かったのでしょうか。3億が4億になりました。このままでは4億が5億と、5億が6億とふえ続けるのではないかでしょうか。とてもとても心配です。病院に回すお金が到底無理だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大丈夫です。5億、6億ふえることございませんので、ご心配ないといふふうに思います。いずれ、こういった問題については途中経過、どうしても経費がかかるという場面が出てまいります。とりわけ、先ほど来金額が上がってるというのは衛生センターの関係で、どうしても老朽化施設の改修をしていかなければ衛生センターが回らなくなってしまうという現実がございます。そういった意味において、そこにお金をかけなければ衛生センターの処理ができなくなってしまうという現実がございますので、当然機械ものでございますから、数年たてば、10年、20年たてば必ずそういった機械の修繕期、改修期というのはやってくるということ、これは当然のことですござりますので、そこはひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最後に起債、年度別償還計画表が出ております。令和元年度、これは10億になります。2年度も12億、令和3年度が11億3,000万、4年は10億、5年10億、令和6年9億9,900万、7年度9億、令和8年度7億9,600万、令和9年度6億9,100万、令和10年度、やっと下がりまして5億9,600万となっております。それ今現状がこうですけれども、これに工事関係の起債がもっと足されていくものと推測されます。なので、借金はどんどんふえていくということで、私はこれから事業が懸念されるわけです。

以上をもちまして、2点目の質問を終わります。

次に宿泊税、3点目、宿泊税について、①人口減少に伴い観光振興が大であるが、知事が新しく宿泊税導入を決断したが、当町としての考えを伺います。

2つ目、このことは観光産業においては、お客様は他県に流失し、県内宿泊者の減少となる

が、どのような対策を考えているのかお伺いします。

3点目、町村会会長として知事に賛同要望書を渡しているが、真意について。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3点目のご質問、宿泊税についてお答えをさせていただきますが、1点目、3点目、これ倉橋議員にお答えをしてございますので、そこについては省略をさせていただきたいというふうに思います。

したがいまして、2点目の件について答弁をさせていただきますが、今回の宿泊税導入ということにつきましては、人口減少を初めとするさまざまな要因から、今後ますます交流人口の拡大が重要施策となっていく中にあって県においての観光財源の確保は不可欠であるという点や、県全体の観光事業規模の縮小は市町村への影響も避けられないという状況にあると、そういった点なども踏まえまして県内21町村の総意として本制度の導入について賛意を表明したというものであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） はい、わかりました。

それでは、①の人口減少の件です。当町の観光客の入り込み数144万人と報じておりますが、新型コロナの影響でどの程度の落ち込みになると思うか、その辺調べてる範囲でお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、新型コロナの関係の観光客の影響はことしということになります。昨年度、一昨年度が144万人ですので、昨年度は、昨年は基本的には台風19号を含めて自然災害が多発したということがございますので、私の感覚ではといいますか、大体まず減少は避けられないだろうというふうに認識してございます。今のコロナの関係でお話しさせていただきすれば大変な影響が出ております。したがいまして、今この時点でどれぐらいの影響が出るのかということについては、残念ながら読み切れないというのが正直なところであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 民宿、ホテル、旅館等に宿泊キャンセルの相談や支援策をどのように考えておりますか。今後の観光振興に何が必要なのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当気仙沼、南三陸地域の宿泊業、それから飲食業についての大変な影響ということについては地元三陸新報さんにけさ、きょうかな、きょうかきのうの新聞のほうに掲載なっておりまして、大変な影響が出てるということと、それから気仙沼の商工会議所のほうでいろいろ会員のアンケートをとっておりまして、そのアンケートの結果を拝見させていただきますと大変厳しいというふうな状況が報告されてるというところでございます。

これは気仙沼だけでなく、当然南三陸町もそうでございまして、町内の宿泊施設もキャンセルが大変大きいこともありますし、それから町内の飲食店も夜はほとんどお客さんがいないという状況でございます。多分私心配してるのは運転資金等含めて、そういう資金繰りが大変重要になってくるというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この宿泊税300円を県が取り下げましたけれども、徴収されたとき、お客様さんが、岩手・福島はかからないので、そちらに流れていく心配があるんです。交流人口の減少につながると思います。そして、その対策等、町長は倉橋議員に対しましても賛同したということの内容を話されました。しかし、ここで南三陸町長として震災後多くの皆さんから、支援で町内に来てる方たち、その人から、そういう善意の気持ちで来ている人たちからもこの300円というものが、それが課税されるとなると取られるわけですよ。絆プロジェクト、1,500人の絆プロジェクトの方々がおります。その人たちが今でも交流をして、こちらに来てるのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現在、その「感謝・絆プロジェクト」というのは、先日もご説明申し上げましたが、「南三陸応援団」という名前で形を変えまして、今は個人の団員で数千名、あと企業ですね、大変震災後お世話になってるたくさんの企業の方々も加入されていますので、引き続き当町とのかかわりを持っていただいてるという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この導入は知事が議案取り下げたからなくなりましたけど、今後また出す可能性があります。そうした場合、この支援で来てる人たちにも課税されます。そのようなことがいかがなものかなと思うんです。私たちには、善意があつて支援でこの町に入って一生懸命やってくれてる、ボランティアでもなんでもされている人たちに対して恩をあだで返すような、この300円を取るということは、そういうことがいいかねしません。本当の支援の観光客の皆さんには、お土産を買って泊まつていただけるだけで感謝なのです。その点、

私的には善意でとったものを税をかけてまで、宿泊税をかけてどうなのかというようなことです。町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 税をかけるのは南三陸町がかけるわけではなくて、これは宮城県がかけるわけでございますので、制度そのものの運用は宮城県ということになります。ただ、現実に当町にお入りになる方々も、当然宿泊税が導入なれば宿泊税をお支払いをすると、これはもう税制度ですから、これはしようがない。

しかしながら、私どものこれまで9年、丸9年おつき合いいただいた皆さん方が300円の宿泊税を払って南三陸町から撤退をするというか、もう来ないというような選択肢というか、そのようなやわな関係で、この9年間来たわけではないということだけはお伝えをさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第3 陳情8の1 ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請

○議長（三浦清人君） 日程第3、陳情8の1 ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請を議題といたします。

本陳情については、総務常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、委員会の結論といたしましては不採択とすべきものと決したところでございますので、ご説明を申し上げます。

本陳情はライドシェア導入に反対の意思表明をするものであります、ライドシェアとは競合することが予想されるタクシー業界から提出されたものであります。当委員会は本陳情の審査に当たり、国全体の規制改革の是非については論ずる立場にはなく、東日本大震災による被災、そこからの復興の途上であることなどから地域における交通インフラが安全とは言えない当南三陸町において、ライドシェアをどのように考えるべきかに主眼を置いて調査し

たものでございます。

委員会では、委員同士の協議だけでなく地域公共交通にかかわる役場職員からの聞き取り調査も行っております。

ライドシェアは自動車配車アプリ等を利用して自家用車により有償運送を行うものでございますけれども、ドア・ツー・ドアを求めるような多様なニーズに応えるためには、このようなカーシェアも含めた多くの選択肢があるほうがよいと考えます。また、地域の公共交通に関する会議などでライドシェアに反対という意見はございません。

安全安心の確保などの課題もあり、ライドシェア拡充を全面的に推進すべきという局面ではありませんが、地域公共交通の基盤が脆弱な当町において積極的にライドシェア導入に反対する理由も希薄でございます。

よって、当委員会では町内の交通弱者のために地域公共交通の維持発展のために多くの選択肢を残しておくほうがよいと判断し、付託された本陳情は不採択とすべきと結論づけるものでございます。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情8の1を採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は「不採択とすべきもの」であります。したがって、原案について採決いたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時11分 休憩

午後3時12分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

陳情8の1ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立なしと認めます。よって、陳情8の1ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請は不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 陳情8の2 政府及び国会に対し「ライドシェア」に関する意見書の提出
を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 次に、日程第4、陳情8の2政府及び国会に対し、ライドシェアに関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書については、総務常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、陳情8の2につきましてご説明申し上げます。

本陳情はライドシェアに関する意見書の提出を求めるものであります、陳情8の1と同じくライドシェア導入に反対の意思表明をするものであります、これも陳情8の1と同じくライドシェアとは競合することが予想されるタクシー業界から提出されたものであります。

当委員会は陳情8の1と同じく南三陸町においてライドシェアをどのように考えるべきかに主眼を置いて調査いたしました。役場職員からの聞き取り調査も行いました。

ライドシェアとは似て非なるものではありますが、町内ではカーシェアによる買い物ツアーナどが行われております、乗り合いバスの停留所から遠いなど課題を抱える地域の町民の福祉向上に一定程度寄与しているものと思われます。以前から交通弱者の日常の足の確保は地域としての課題であり、多様なニーズに応えるためには多くの選択肢があるほうがよいと考えます。また、繰り返しになりますが、地域の公共交通に関する会議などでライドシェアに反対という意見はございません。

よって、当委員会では町内の交通弱者のために、地域公共交通の維持発展のために多くの選択肢を残しておくがよいと判断いたしました、付託された本陳情は「不採択とすべき」と結論づけるものでございます。

○議長（三浦清人君） 委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようではありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情8の2を採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情書に対

する委員長報告は「不採択とすべきもの」です。したがって、原案について採決いたします。

陳情8の2政府国会に対し、ライドシェアに関する意見書の提出を求める陳情書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦清人君） 起立なしと認めます。よって、陳情8の2政府及び国会に対し、ライドシェアに関する意見書の提出を求める陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 陳情2の1 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善
を求める国への意見書提出を求める陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第5、陳情2の1、2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。陳情2の1については、民生教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、陳情2の1については、民生教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第6、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、議会活性化特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長より挨拶がありましたら、町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして私から一言御礼を申し上げたいと思います。

3月3日に開会をされました第2回定例会でございますが、本定例会に付議した案件全て、議員の皆様方のおかげさまをもちまして全議案ご認定を賜りましたこと、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

今定例会、まさしく異様な雰囲気の定例会でございまして、ここに出席の方々全員がマスク姿ということで、まさかこういう形で会議を行うとは、ゆめゆめ思っておりませんでしたが、議員の皆様方もご案内のとおり世界各国に新型コロナウイルスが拡散ということになりました、大変な状況になってございます。皆様新聞報道等でご承知のように経済的損失あるいはショックというものはリーマンショックを上回るんじゃないかというふうなことまで言われ始めてきてございます。我々とすれば、とにかく一日も早く収束に向かうということが非常に大事なことだろうというふうに思います。

ただ、今月の20日の日に東松島に聖火がやってまいります。聖火の到着式がございまして、子供たちの参加は見送りということで我々だけ、いわゆる首長とか含めて少人数でやるということなんですが、きょうのお昼のニュースを拝見しましたところ、安倍総理がこれまで開会に向けて遺漏なく準備を進めるというふうな発言を重ねておりましたが、きょうの午前中の多分ぶら下がりかなにかだと思いますが、「完全な形での開催に向けて」というふうな発言を少々微妙に変えてまいりました。したがいまして、完全な形というのは当然無観客はあり得ないということだと思いますし、それから全世界からアスリートをお迎えをするという体制がしっかりと整うということが大前提だというふうに思いますので、私からここで軽々にものごと言えるわけではございませんが、聖火が到着して、6月何日だったけ、南三陸……（「20日」の声あり）6月20日、南三陸町で聖火が走るということになっておりますが、この先どのような形になるのか、現時点としては非常に不透明な状況になってきたなというふうに思わざるを得ないというふうに思ってございます。

震災から丸9年過ぎました。もう本当に1年切りました。そういった中にありますて来月には国道45号の、やっとハマーレ歌津の隣に45号が接続をするという開通式が行われると、これも大々的にはやらないと思います。多分ちんまりとやると思います。こういう状況でございますので、そのあたり歌津の駐在所の開所式もあるんですが、これもコロナの関係で中止ということになります。ことごとくこういったイベントについては中止ということになってございます。

歌津の今平成の森の芝、多目的広場、芝も張りました。まだまだ今は養生期間でございますが、この夏ごろにはあそこに子供たちの歓声が響くのかなというふうに思います。やっと皆さんにそういった災害の後にご不便ご迷惑をかけた施設が次々とオープンをしてくるということは大変喜ばしいことだというふうに思っておりますし、一番の思いはやっぱり子供たちにそういうところで十二分に走り回ってもらうという環境が整うということが一番だなというふうに思ってございます。

そして、またもう一つお話しさせていただきますと、平成の森の話が出ましたんで言いますけれども、もう既にまた楽天球団から席を1,000席、また寄附をしてもらいました。今ちょっと保管をしてございますが、ことしの冬になるか秋になるか、冬になるかですが、楽天、平成の森球場が椅子を入れてライトポール、レフトポール、あの間が今芝になっておりますが、あそこを全て椅子で埋めてしまうということの工事をしたいと思っておりますので、多分宮城球場、仙台球場、石巻の次ぐらいが平成の森の球場になるのか、グラウンドそのものはご承知のように宮城球場の次に立派なグラウンドがうちの町の球場でございますので、順番に順番にそのようにでき上がってくると。

そして、またご承知のように、この秋には震災復興祈念公園が全面開園ということになりますので、復興でやる事業がおかげさまをもちまして一つ一つこのように完成に向かってということは皆様とともに喜び合いたいと思います。

まだ復興事業、若干残ってる部分もございますが、この1年で精いっぱいこれからも頑張つてまいりますので、今後とも議員の皆さん方のご支援とご協力賜りますようにお願い申し上げまして、ちょっと長々となりましたが、御礼の挨拶にかえたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） では、私のほうからも一言ですね、長期間にわたっての定例会でありますて皆さん方には大変お疲れさまでございます。おかげさまで令和2年度の新年度予算成立になりました。あとは予算を成立した執行部が正常に執行するのかというのを今度監視をしなきゃならないというのが一番我々の与えられた使命でありますので、しっかりと予算執行については目を光させていただきたいというふうに思うわけであります。

コロナ対策、コロナ感染、大変な状況下であります。東日本大震災の際の経済損失が17兆円と言われておりますが、ややもするとそれに匹敵するぐらいの経済損失が起きるのではないかということでありまして、これはコロナ災害といつても過言ではないのかなという思いでおります。我々議員はもちろんのこと役場庁舎内から感染者が出ないように、しっかりとお

互いにその対策を講じていただけるようお願いするものであります。

これをもちまして、令和2年度第2回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時25分 閉会